

第3部 後期基本計画（案）

目次

第3部 後期基本計画

第1章	まちづくりの施策の展開.....	3
第1節	新たなつながりが生まれるまち.....	3
1	魅力ある観光の振興.....	4
2	コミュニティ活動の推進.....	6
3	移住・定住の推進.....	8
4	シティプロモーションの推進.....	9
5	地域・国際交流の推進.....	10
第2節	健康で心豊かに安心して暮らせるまち.....	11
1	健康づくりの推進.....	12
2	地域医療体制の充実.....	13
3	高齢者福祉の充実.....	14
4	子育て支援の充実.....	18
5	障がい者福祉の充実.....	20
6	国民健康保険・国民年金の充実.....	23
7	消費者対策の推進.....	25
8	町営樹木墓苑の推進.....	26
第3節	安全・安心で快適なまち.....	27
1	土地利用計画の推進.....	28
2	住環境の整備.....	30
3	道路・水路の整備.....	32
4	交通体系の整備.....	35
5	交通安全対策の推進.....	37
6	上下水道の整備.....	39
7	自然環境の保全対策の推進.....	41
8	ごみ処理対策の推進.....	43
9	し尿・雑排水処理対策の推進.....	45
10	消防・防災・防犯対策の推進.....	46
第4節	魅力ある資源を活かすまち.....	49
1	農業の振興.....	50
2	林業の振興.....	53
3	工業の振興.....	55
4	商業の振興.....	57
第5節	人を活かし人が活きるまち.....	59
1	学校教育の充実.....	60
2	生涯学習の推進.....	63
3	郷土文化の振興と伝承.....	67
4	ボランティアの育成・確保.....	70
5	人権教育の推進.....	71
6	男女共同参画社会の確立.....	73
第6節	ともに創るまち.....	75
1	町民と行政との協働の推進.....	76
2	情報公開と広報・広聴活動の推進.....	77
第2章	計画の推進.....	79
第1節	行財政の効率的運営.....	80
第2節	人口減少対策と地方創生の推進.....	84
第3節	広域行政・広域連携の推進.....	85
第4節	SDGs（持続可能な開発目標）.....	88

第 3 部 後期基本計画

第3部 後期基本計画

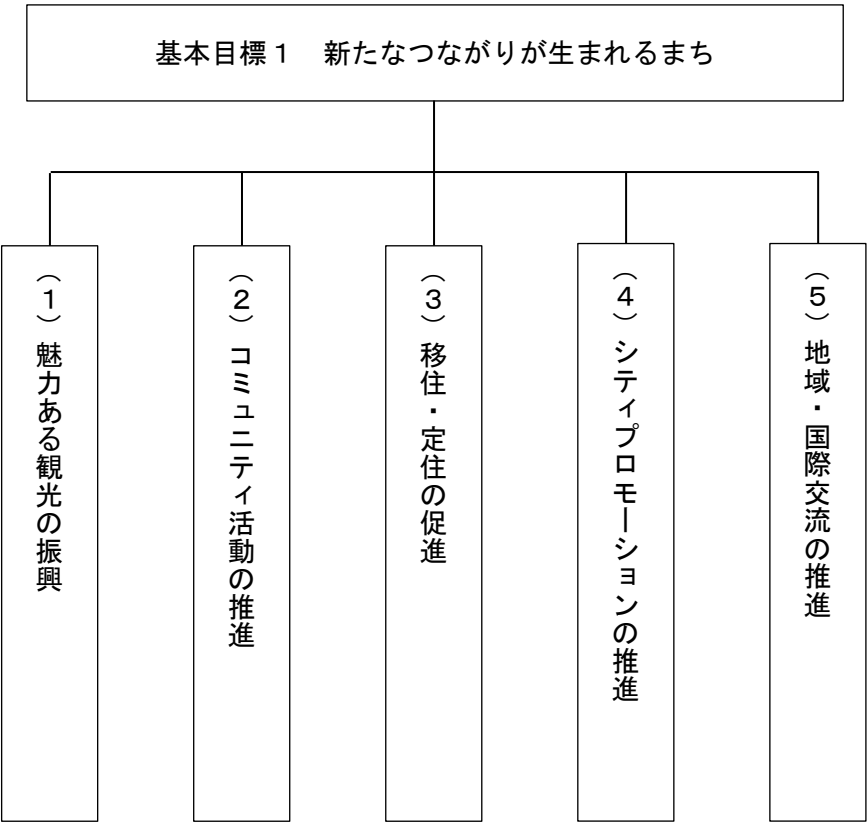
第1章 まちづくりの施策の展開

第1節 新たなつながりが生まれるまち

《令和12（2030）年度の数値目標》

項目	現状	目標
社会動態（転入・転出にともなう人口の動き）	△72人 (H30)	
観光入込客数	69万4千人 (R5)	

《基本目標と基本施策の体系》



基本施策（１） 魅力ある観光の振興

①方針

- 地域や関係団体と連携して、安心して気軽に訪れていただける観光のまちづくりを推進します。
- 恵まれた自然や観光名所など観光資源の磨き上げをおこない、観光地としてのイメージアップを図ります。
- 誘客を促進するため、デジタルコンテンツを活用して広く観光地としての魅力の発信に努めます。

②現況と課題

本町は、四季折々の花々、越生梅林や黒山三滝をはじめとする観光名所、文化財、伝統的な行事や祭りなど、多くの観光資源に恵まれたまちです。

また、都心からも近く、駅からすぐに里山へ繋がるハイキングコースもあることなどから、平成28（2016）年4月29日に全国初の「ハイキングのまち」を宣言し、ハイキングによる観光の振興、地域経済の活性化、町民の健康づくり、観光のまちづくりに対する町民意識の高揚を図ってきました。

一方で、長年観光産業の柱となってきた越生梅林梅まつりの入園者数の減少や黒山三滝周辺施設の老朽化など、主要な観光拠点の再整備が急務となっている状況の中、**新型コロナウイルス感染症の拡大による行動制限などにより、本町の観光振興にとって大きなダメージを受けました。**

そのような状況下にあっても、本町の魅力向上と誘客多角化を目指し、数ある観光資源の磨き上げや各種イベントの開催方法の見直しなど、アフターコロナを見据えた様々な取り組みをおこなってまいりました。

そのような取り組みが実を結び、コロナ禍が落ち着き始めた令和5年には69万4千人もの観光客が本町に訪れております。

令和8年（2026年）4月29日には「ハイキングのまち」の宣言から10周年を迎えます。

そのため地域や観光協会、商工会などの協力を得ながら観光のまちとして「越生ブランド」の創出にも取り組んでいくなど、さらなる観光資源の磨き上げをおこなっていく必要があります。

③具体的な施策

ア 観光基盤整備の推進

- おもてなしの心で気持ちよく迎え入れることができるよう町民意識の醸成を図り、観光協会とともに何度でも気軽に足を運んでもらえるリピート型の観光のまちづくりに取り組みます。
- 越生梅林、黒山三滝、上谷の大クスなど数ある観光資源を大切に守りつつ、新たな魅力造成を図ります。

第3部 後期基本計画

- ハイキングのまちとして、主要なハイキングコースの案内板や指導標、トイレ、ベンチなどの整備を計画的に進めるとともに、ハイキングのまち宣言10周年を記念した魅力あるイベントを企業や関係団体と連携して開催します。

イ 農業・商業との連携強化

- 商工会や地元商店と連携し、観光イベントの協賛など体制づくりを進めます。
- 新たな観光資源の掘り起こしによる産業基盤の強化と越生べに梅、越生ゆずのブランド化で付加価値を高め、特産果樹の振興に取り組みます。

ウ 積極的な観光PR

- 観光名所、ハイキングコース、文化財、宿泊できる場所、郷土料理など、観光協会や商工会のほか、宿泊施設、鉄道事業者、報道機関等と連携して、越生の魅力の情報発信に努めます。
- 季節の花の開花状況や越生まつり等の催事をホームページなどのデジタルコンテンツを活用してリアルタイムに全国に発信し、観光客の誘致を図ります。
- 観光資源の磨き上げと町民のおもてなしの心の醸成を図り、来訪者にSNS¹などを通じて、広く町の魅力を発信していただけるような観光のまちづくりを推進します。
- 道灌おもてなしプラザ²などの観光関連施設を活用して、積極的なPRができる体制づくりを推進します。
- ボランティアの活用などによる観光案内の充実を目指します。

エ 特色を活かした観光の振興

- 観光関連施設の役割と機能を見直し、効果的な観光振興と観光客の利便性の向上を図ります。
- 木工・建具などの地場産業や伝統工芸品などを活用した観光振興を図ります。
- 町民とともに「越生ブランド」を創出し、魅力ある観光地づくりを推進します。

¹ SNS：Social Networking Service の略。登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。

² 道灌おもてなしプラザ：越生駅西口総合案内所の愛称。

基本施策（２） コミュニティ活動の推進

①方針

- コミュニティ協議会や地域づくり推進協議会で取り組んでいるコミュニティ活動や地域づくり活動を引き続き支援します。
- こどもたちや青少年の生きる力を育み、豊かな情操を養い、教養を高め、健康を増進するために、さまざまな奉仕活動や体験活動を展開します。
- だれもが居場所と役割を持つコミュニティづくりを推進します。

②現況と課題

快適で住みよい地域社会を形成するためには、地域で生活する人々がふれあい、連帯して地域づくりを進めることが必要です。平成2（1990）年度には地域づくり推進協議会を組織し、町民自らが考え、自らがおこなう町民参加型のまちづくりを推進し、成果を挙げてきました。

今後も、コミュニティ協議会や地域づくり推進協議会を通じて、地域美化活動や特色ある地域づくり活動の展開など、コミュニティ活動への積極的な参加を呼びかけ、地域の連帯意識を一層強化するとともに、地域に根ざした和みのあるまちづくりを進めていく必要があります。また、年齢や障がいの有無等を問わず、移住者や関係人口、地元住民等を対象とした、だれもが居場所と役割を持つコミュニティづくりが求められています。

一方、こどもたちや青少年が次代の担い手として心身ともに健全に成長していくことは、すべての人々の願いです。しかし、現実には青少年を巻き込んだ凶悪犯罪が発生し、青少年犯罪の低年齢化も進んでおり、社会の基本的なルールを守れない一部の青少年によって社会の秩序が乱されています。これらの要因としては、インターネットなどによる有害情報の氾濫をはじめ、規範意識の低下や他者への思いやりの欠如、やさしさに欠ける自己中心的な大人の姿が悪影響を及ぼしているともいわれています。また、しつけなどを含んだ家庭における教育力の低下や地域社会の人間関係の希薄化なども指摘されています。

そのため、本町では、「こどもの元気をはぐくめる地域社会づくり」を目指して平成14（2002）年度に「梅の里おごせ子どもサポートプラン」を策定し、学校週休二日制の導入にともなう土曜日・日曜日を有効に活用するため、親子教室や体験教室などを開催してきました。

また、豊かな心は、さまざまな体験から得られることから、学校・家庭・地域・ボランティア組織が一体となり、「元気なこどもを育てよう」をスローガンに、さまざまな支援や、日常におけるあいさつを身に付けるための「あいさつ運動」を展開してきました。

今後も、これらのさまざまな体験活動等を計画的に展開し、こどもたちが自ら学び自ら考える「生きる力」の育成に努めるとともに、心身ともに健康なこどもたちを育てていくことが重要です。

③具体的な施策

ア コミュニティ活動の支援

- コミュニティ協議会や地域づくり推進協議会の取り組み事例を発表する場の提供やホームページなどを活用し、コミュニティ活動等の重要性について周知するとともに、多くの方が参加できるよう啓発に努めます。
- コミュニティ協議会主催による河川清掃や水質浄化運動を進め、その成果を実感できるマスのつかみ取り大会を継続し、こどもたちにも河川美化活動等を通じたコミュニティづくりが理解できるよう努めます。
- 特色ある地域づくり活動については、地域づくり推進協議会を通じて支援します。
- 関係団体等と協力し、年齢や障がいの有無等を問わず、移住者や関係人口、地元住民等を対象とした、だれもが居場所と役割を持つコミュニティづくりを推進します。

イ 地域おこし協力隊及び**集落支援員制度の活用**

- 地域おこし協力隊及び**集落支援員制度を積極的に活用**し、資源を活かした地域協働のまちづくりを進めます。

ウ こどもたちや青少年の健全育成の推進

- 「こどもフェスティバル」、「こどもおはやし大会」などのイベントの一層の充実を図ります。
- こどもたちに豊かな心や自立する心が育まれるよう、野外体験活動や「クリーンハイク」などの奉仕活動を計画的に実施します。
- 梅の里おごせ子どもサポート協議会、青少年相談員協議会などの青少年健全育成団体が自主的に活動できるよう支援・援助し、指導者やその核となる人材の育成を図るとともに魅力のある地域交流の場の形成に努めます。
- こどもたちの有意義な学習の場を提供することを目的に、平成14（2002）年度から開設している「ひまわりこども室」の適正な管理運営に努めます。
- 家庭・社会生活の基本である「あいさつ」ができるように、学校や地域、ボランティア組織と連携して「あいさつ運動」を展開し、世代を超えたコミュニティづくりを進めます。

基本施策（3） 移住・定住の促進

①方針

- 町への移住と定住を促進するため、積極的に町の魅力を発信し、移住者が安心して暮らすことができる環境づくりに努め、相談体制の充実を図ります。

②現況と課題

近年、都市部での過度の人口集中による弊害が露呈され、低密度地方での暮らしが注目されています。また、情報通信技術を活用したテレワークやテレビ会議などにより、働き方が多様化するなかで、自然豊かな地方での暮らしが見直されています。

本町は、空き家バンク制度による成約数は県内の単独市町村では最多で、相談も多く寄せられています。

引き続き、町の魅力の発信に努め、空き家バンク制度の推進により移住定住人口の増加を図ります。

③具体的な施策

ア 町の情報発信

- ホームページやPR動画、パンフレットなど、さまざまな媒体を活用して町の魅力を発信します。
- 道灌おもてなしプラザなど多くの観光客が訪れる施設を活用して移住促進イベントを開催するなど、相談体制の充実を図ります。

イ 移住者への支援

- 空き家バンク制度を積極的にPRし、登録物件の充実に努めます。
- 空き家バンク制度で購入された物件に係る改修に対し助成をおこない、移住者の経済的負担を軽減します。
- 移住希望者が町の文化や生活環境を体験し、移住後の生活を具体的にイメージ出来るように、お試し住宅の設置を進めます。

ウ 結婚支援

- S A I T A M A 出会いサポートセンターの利用を促進し、結婚を希望する独身の町民の結婚活動を支援します。
- 新たな生活を始める夫婦に対して支援をおこないます。

基本施策（４） シティプロモーションの推進

①方針

- 町民が愛着や誇りが持てるまちを形成するとともに、訪れてみたい、住んでみたいと思えるまちを実現するため、効果的な情報発信や知名度の向上の取り組みを推進します。

②現況と課題

少子高齢化と人口減少が進行するなか、地域を活性化するためには町の魅力を多くの方に知ってもらうプロモーション活動が重要となっています。同時に町民にもっと地元を知ってもらい、生まれ育った土地への愛情を持ってもらうことも大切です。

本町では、町ホームページに移住者向けのサイトを設け、パンフレットやPR動画を制作し、多くの方に町の魅力を知る機会の充実に努め、情報発信に努めています。また、観光情報や町の特産品である梅・ゆずをPRするために、鉄道事業者の協力をいただきながら、毎年、池袋駅で梅とゆずのキャンペーンをおこなっています。

今後は、行政と町民、企業等が、さらに連携を深め、積極的なシティプロモーション活動の展開が重要となっています。

③具体的な施策

ア シティプロモーション活動

- 観光協会とともに企業や関係団体などと連携し、さまざまなネットワークを活用したPR活動を展開します。
- 町内における映像作品の撮影に対して支援をおこなうフィルムコミッション活動を展開し、知名度のアップに努めます。
- 町の豊かな自然環境や祭り、多彩な子育て支援策などの取り組みを広くPRし、住んでみたいと思えるように効果的な情報発信をおこないます。

イ シビックプライドの醸成

- 町の自然、歴史、文化などに愛着や誇れるまちを形成するため、町の魅力を磨き、住み続けたいと思えるまちづくりを推進します。

基本施策（５） 地域・国際交流の推進

①方針

- 県内外の市区町村などと交流をおこない、それぞれの特色ある地域資源を活用して相互の地域活性化に努めます。
- 町内に在住する外国人も暮らしやすい多文化共生のまちづくりを推進します。

②現況と課題

他自治体との交流は、本町では得られない体験や取り組み、情報を得る機会をもたらします。本町では、県内外の市区町村などと観光や文化、教育、防災などといった多様な分野での交流を進めており、それぞれの地域の特色ある取り組みや文化などを理解し、親しむことによって相互の地域活性化に努めています。

今後は、県内外からの交流・関係人口の増大を図りながら町の活力を創出し、豊かな地域資源と特色を活かした取り組みを展開することが重要です。

また、町内に在住の外国人住民は増加傾向にあるため、お互いの文化や価値観の違いを理解し合い、快適に生活できる多文化共生のまちづくりを推進する必要があります。

③具体的な施策

ア 地域間交流の推進

- 朝霞市や宮代町、千葉県睦沢町と連携し、観光や文化、教育、防災などの多様な分野にわたる交流を推進します。

イ 学校との連携

- 近隣の大学や町内の高校との交流を深め、医療、福祉、産業や文化などの分野で相互に協力し、地域の発展と人材育成を図ります。

ウ 国際交流の推進

- 国際交流活動を支援し、相互の文化を理解し合える機会の充実に努めます。
- 申請書類や案内板、パンフレットなどの外国語表記や外国人住民に対する情報提供体制の充実に努めます。
- 保育園・幼稚園の幼少期から外国人を通じて、国際化や多文化に触れる機会を設けます。

第2節 健康で心豊かに安心して暮らせるまち

《令和12（2030）年度の数値目標》

項目	現状	目標
合計特殊出生率	1.04 (R5)	
65歳健康寿命 (65歳に到達した人が「要介護2」以上になるまでの期間)	男性：18.54年 女性：20.93年 (R5)	

《基本目標と基本施策の体系》



基本施策（１） 健康づくりの推進

①方針

- だれもが、健康でいきいきと暮らせることを目指し、各年齢層に応じた健康づくり対策を地域やボランティアの支援を得ながら積極的に展開していきます。

②現況と課題

本町では、平成4（1992）年9月に「健康づくりのまち宣言」をおこない「自分の健康は自分でつくる」ことをスローガンに、町民と行政が一体となってこどもから高齢者までを対象とした活動を展開してきました。平成28（2016）年4月29日には「ハイキングのまち宣言」をおこない、町民の歩くことを通した心と体の健康づくりを推進しています。

しかし、生活習慣病は依然として多く、高齢者のみならずあらゆる世代において広がりを見せています。健康寿命の延伸を目指すためには、こどもの頃から健康な生活習慣づくりに取り組むとともに、生活習慣病の疾病予防、さらにはその重症化予防により、その発症時期を遅らせるような取り組みが必要となります。

③具体的な施策

ア 健康づくり事業の推進

- 「自分の健康は自分でつくる」を基本とし、自主的・継続的に楽しみながら健康づくりが実践できる機会の提供をしていきます。
- 健康教室や講演会をはじめとする「ハイキングのまちおごせ健康長寿プロジェクト」事業を継続し、健康寿命の延伸、疾病予防や重症化予防に取り組みます。
- 地域での健康づくりを推進するため、健康づくり協力員を中心とした、各地区での健康づくりの取り組みを支援します。
- 町民一人ひとりがかけがえのない命の大切さを考え、ともに支え合う「生き心地のよいまち」の実現を目指し、普及啓発や人材養成研修をおこないます。

基本施策（２） 地域医療体制の充実

①方針

- 坂戸飯能地区病院群および入間地区医師会のうち越生町および毛呂山町の各医療機関の協力を得ながら地域救急医療体制の充実に努めます。
- 西入間広域消防組合の救急搬送体制を整え、救急医療機関との連携により、迅速かつ適切に対応します。
- 新型コロナウイルス感染症など緊急性の高い感染症は、迅速かつ適正な情報収集・情報提供をおこない、必要に応じて対策本部を設置し予防対策の強化に努めます。

②現況と課題

本町には、内科、眼科、耳鼻咽喉科、整形外科などの医療機関が6か所、歯科医院が3か所あり、総合医療病院として、隣の毛呂山町に埼玉医科大学病院があります。また、「埼玉県地域保健医療計画」に基づき、坂戸飯能地区病院群輪番制や入間地区医師会が越生町および毛呂山町において実施する在宅当番医制を導入し、休日・夜間診療が受けられる体制が整備されています。特に救急搬送をとまなう病院群輪番制は、西入間広域消防組合と連携し迅速かつ適切に対処しています。

また、新型コロナウイルス感染症など緊急性が高い感染症は、県をはじめとした関係機関との連携を図り、迅速かつ適正な情報提供や予防体制の整備が求められています。

今後も、すべての町民の生命を保持していくため、各関係機関が連携して、救急医療を含めた地域医療体制の充実により一層強化していく必要があります。

③具体的な施策

ア 医療機関との連携

- 坂戸飯能地区病院群と本町を含めた関係自治体と連携を強化し、夜間・休日における救急医療体制の充実に努めます。
- 入間地区医師会のうち越生町および毛呂山町の医療機関の協力により在宅当番医制を継続し、祝日や年末年始における初期救急の対応を図ります。

イ 西入間広域消防組合との連携

- 西入間広域消防組合と連携し、救急医療体制の充実に努めます。

ウ 感染症に対する体制の強化

- 「越生町新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、必要に応じて対策本部を設置し、関係機関との連携を図り、予防対策の整備や迅速かつ適正な対応をおこないます。

基本施策（3） 高齢者福祉の充実

①方針

- 高齢者がいきいきと活動できる生きがいづくりを進めます。
- 介護予防事業の充実を図ります。
- 地域包括支援センターを中心に、地域包括ケア体制の深化・推進に努めます。
- 地域ボランティアの協力を得ながら、地域と一体となって支え合う地域共生社会³に向けた取り組みを進めます。

②現況と課題

令和6（2024）年10月現在の65歳以上人口は4,176人で、総人口の38.7%を占めています。高齢者数は、団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年度をピークに減少に転じるものの、介護ニーズの高い85歳以上人口は令和17（2035）年まで増加することが予測されます。

これまで、要介護認定者等に対するサービスは、公助としての行政サービスと共助である介護保険事業を中心に取り組んできました。高齢化が進むなか、多様化するニーズに対応するためには、サービス利用者であり支援者でもある地域住民の互助が必要となり、地域住民の支え合いによる地域共生社会づくりを進めていくことが重要となっています。

また、高齢者がこれまで培った知識や経験を活かし、ボランティア活動や就業の機会を通じた地域活動のできる地域づくりを進め、人生100年時代を見据え、健康寿命を延伸するための予防・健康づくりを推進し、高齢期に至る前からの生活習慣予防からフレイル予防、介護予防までつなげていくことが必要となっています。

さらに、今後は高齢者の5人に1人が認知症になるといわれており、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう支援をおこなうことが重要です。

³ 地域共生社会：高齢者介護、障がい福祉、児童福祉などの制度・分野ごとの「縦割り」や「支える側」、「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会を目指すもの。

第3部 後期基本計画

年齢別人口の推移

(単位:人)

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総数	13,718	13,356	12,537	11,716	11,384
40～64 歳人口 (対総数比率:%)	4,918 (35.8)	4,912 (36.7)	4,635 (36.9)	4,203 (35.9)	3,941 (34.6)
65 歳以上 (対総数比率:%)	2,468 (17.9)	2,812 (21.0)	3,097 (24.7)	3,633 (31.0)	4,110 (36.1)
前期高齢者 (対65歳以上人口比率:%)	1,390 (56.3)	1,484 (52.8)	1,657 (53.5)	2,028 (55.8)	2,120 (51.6)
65～69 歳	738	796	928	1,139	1,021
70～74 歳	652	688	729	889	1,099
後期高齢者 (対65歳以上人口比率:%)	1,078 (43.7)	1,328 (47.2)	1,440 (46.5)	1,605 (44.2)	1,990 (48.4)
75～79 歳	518	585	593	665	834
80～84 歳	310	417	447	470	562
85 歳以上	250	326	400	470	594
越生町の高齢化率: %	17.9	21.0	24.7	31.0	36.1

資料: 国勢調査、令和2年は住民基本台帳による

(各年10月1日現在)

介護保険 要介護・要支援認定者数

(単位:人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
要支援1	48	34	24	32	29
要支援2	81	48	48	57	41
要介護1	136	130	133	150	132
要介護2	86	56	107	102	110
要介護3	69	49	78	66	67
要介護4	58	64	85	81	65
要介護5	37	51	64	65	66
計	515	432	539	553	510

資料: 健康福祉課

(各年3月31日現在)

③具体的な施策

ア 高齢者の生きがいの推進

- 公民館等におけるサークル活動、地区サロンなど、高齢者の交流・通いの場への参加を促進します。
- 地域の福祉力向上の担い手として、たかとりクラブの会員自らが生きがいを見出しつつ、地域福祉の原動力として活動できるよう支援します。
- 高齢者の知識や経験を活かして社会貢献ができるよう、シルバー人材センターと連携して高齢者の多様な就労を支援し、地域のなかでの自主的な活動を促進します。

イ 介護予防事業の推進

- 健康長寿を目指した介護予防講演会の開催、運動や認知症予防を中心とした総合的な介護予防事業を展開します。
- 運動サポーターによる住民主体の介護予防活動がおこなわれるよう担い手の育成および活動を支援します。
- 自立支援・重度化防止に向けた地域における介護予防の取り組みを強化するために、リフレッシュ体操教室など住民主体の通いの場への理学療法士等による支援を継続します。

ウ 地域包括ケア体制の深化・推進

- 自立支援型地域ケア会議による地域課題の抽出および個別ケース検討を踏まえた、地域課題の取りまとめを協議体において検討し、政策形成に努めます。
- 在宅医療と介護が一体的に提供される体制として、在宅医療・介護連携の相談窓口「毛呂山越生在宅医療支援センター」の認知度向上および出前講座や講演会を開催するなど事業の普及啓発に努めます。
- 認知症初期集中支援チームによる支援、認知症カフェの充実、認知症サポーターによる見守り活動の推進、関係機関との連携強化など、認知症施策の推進に努めます。
- 高齢者や家族等への支援が迅速にできるよう総合相談体制の充実を図ります。
- 権利擁護と虐待の防止、早期発見および早期対応に努めます。
- 地域包括支援センター等の相談窓口に加え、令和2（2020）年4月に社会福祉協議会に開設した「成年後見センター」において、成年後見制度のより一層の普及、活用を促進します。
- 健康長寿を目指した介護予防講演会の開催や運動や認知症予防を中心とした総合的な介護予防事業を展開します。また、訪問型・通所型サービスのほか、多様なサービスの整備に努めます。

エ 地域共生社会に向けた支え合いのしくみづくりの推進

- 生活支援コーディネーターを配置し、高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進するため、生活支援の担い手の養成（ボランティア養成）や関係機関のネットワーク化、ニーズとサービスのマッチング等を図ります。
- 生活支援体制整備推進協議会では、生活支援サービスをおこなう多様な関係主体間の情報共有および連携・協働による取り組みを推進し、世代を超えて地域住民が共に支え合う地域づくりについて検討します。
- 民生委員・児童委員との連携を強化し、地域福祉ニーズの掘り起こし、課題の把握をおこないます。
- 官民連携による移動販売車を活用し、生活の利便性を確保するとともに住民同士の見守り活動を促進します。

基本施策（４） 子育て支援の充実

①方針

- 地域、家庭における子育て支援の充実を図ります。
- 保護者の多様なニーズに応えるために、質の高い保育サービスに努めます。
- 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実を図ります。
- 保育料や医療費の負担軽減など、子育て家庭への経済的支援を継続します。

②現況と課題

こどもの数の減少や地域コミュニティの希薄化などにより、地域でこどもや保護者同士が交流する機会が少なくなり、子育て家庭が気軽に相談したり、話し合ったりする場が減りつつあります。

また、夫婦共働き世帯の増加や就労形態の多様化などにより、保護者の多様な子育てニーズに応えていく必要があります。

こうした状況に対応するため、本町では平成 17（2005）年に地域子育て支援センターの開設をはじめ、令和 7 年 4 月からは、子育て支援課内にこども家庭センターを設置し、こどもとその家族、妊産婦等を対象にさまざまな相談に応じ、安心して子育てできるよう、育児不安の解消や切れ目のない支援をきめ細かに実施しています。

保育所の入所については、現状では待機児童を出ることなく受け入れています。今後も保護者が安心して利用できるよう、すべてのこどもに質の高い教育と保育を提供することが求められています。一方、学童保育室は、入室児童が増加傾向にあり、受け入れ体制を整え、内容の充実を図る必要があります。

今後においても「越生町こども計画」に基づき、母子保健、子育て支援、放課後児童健全育成事業に加え、経済的支援、教育などの幅広い分野にわたって、総合的な取り組みを継続的に実施していくことが重要であり、こどもまんなか社会の実現を目指します。

保育施設児童数

（単位：人）

	総数	越生保育園	山吹保育園	越生みどり幼稚園	町外保育施設
令和2年	196	56	79	43	18
令和3年	188	56	71	48	13
令和4年	186	51	74	44	17
令和5年	180	55	69	43	13
令和6年	176	43	77	40	16
令和7年	166	44	74	36	12

資料：子育て支援課

（各年4月1日現在）

③具体的な施策

ア 地域における子育て支援の充実

- 地域子育て支援センターの事業充実を図り、身近な地域における仲間づくりを進めます。
- 町内保育園、幼稚園の連絡会議を開催し情報交換等をおこなうとともに、園児の交流会を実施し、円滑な小学校接続を図ります。
- 見守りボランティアの協力を得て、登下校時の防犯パトロール活動や見守りをおこない、地域で支え合う子育ての環境づくりを推進します。
- 児童館などの整備やこども食堂、こどもの居場所ネットワーク等の支援を行い、こどもの居場所づくりを推進します。
- 病児・病後児保育利用料の助成や子育て援助活動などを通し、子育て支援の充実を図ります。

イ 家庭における子育て支援の充実

- 「在宅育児応援事業」など、こどもの年齢に応じた育児情報の充実を図ります。
- 家庭内では、母親と父親がともに育児を担うことが重要であるため、PTA・学校・保育園等が連携して「PTA家庭教育学級」や「子育て講演会」などを開催し、家庭教育の充実を促進します。

ウ 子育て家庭の経済的な支援の充実

- 給食費の無償化や、第3子以降の児童の保育料の無償化を継続し、経済的負担の軽減を図ります。
- 満18歳年度末までのこども医療費の無料化の継続や、ひとり親家庭への医療費等の支援の充実に努めます。

エ 保育サービスの充実

- 保護者の就業形態の変化などにもなう保育需要に対応できるよう保育時間の延長や低年齢児保育、幼稚園の預かり保育などの充実を図るとともに、保育園・幼稚園の安全管理や保育の質の向上に努めます。
- 保護者の意見・要望を反映しながら学童保育室の受け入れ体制の充実に向け、児童の健全な育成を図ります。

オ 妊娠から出産・育児までの切れ目のない支援の充実

- 令和7年4月に開設したこども家庭センターでは、保健・医療・福祉・教育との連携を図りながら、妊娠・出産・子育てに関するさまざまな相談に応じるなど、切れ目のない支援を継続します。
- 保健師のみではなく、助産師や管理栄養士など多職種で対応することで、安心して育児ができる環境を整備します。
- 児童の虐待防止・早期発見・早期対応を図るため、妊娠届出時から原則としてすべての妊婦と保健師が面接をおこなうなどきめ細かな対応を図り、気兼ねなく相談できる体制を整備するとともに、関係機関との連携を強化します。

基本施策（５） 障がい者福祉の充実

①方針

- ノーマライゼーション⁴に対する理解が深まるよう、啓発活動をおこない、ボランティアの確保・育成や活動を促進し、障がいのある方を支援する体制づくりを進めます。
- 障がいのある方が住み慣れた地域で自立して活動できる環境を整えます。
- 相談支援体制と福祉サービスの充実を図ります。
- 「バリアフリー新法⁵」や「埼玉県福祉のまちづくり条例」に基づき、公共施設のバリアフリー整備を進めます。

②現況と課題

本町における令和7（2025）年3月末現在の身体障害者手帳の所持者数は367人、療育手帳は100人、精神障害者保健福祉手帳は103人、特定医療（指定難病）などの受給者は123人であり、身体障害者手帳の所持者は減少傾向にありますが、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者は年々増加しています。

このようななか、本町では、「越生町障がい福祉総合計画」に基づき、障がいのある方もない方も地域のなかで安心して、共に暮らしていけるノーマライゼーションの実現を目指し、さまざまな施策を推進しています。

今後においても、障がいのある方の権利擁護を推進するうえで、町民や事業者に対して、障がいに関する正しい知識の普及や障がいのある方に対する理解の啓発に努めるとともに、障がいのある方やその家族からのさまざまな相談に的確に対応し、障がいの特性や一人ひとりの状況に応じたサービスに適切につなげていくため、相談支援体制を一層充実させていく必要があります。

そのためには、民生委員・児童委員、社会福祉協議会および入間西障害者相談支援センター等との連携をより強化することが必要であり、家庭や地域住民の理解と協調のもと、障がいのある方が家に引きこもらないよう社会参加や就労を支援し自立できる環境づくりを進めることが課題となっています。

⁴ ノーマライゼーション：障がいのある方や高齢者など社会的に不利を負いやすい人々が、ほかの人々と同じように生活し、活動する社会が本来あるべき姿であるという考え方。

⁵ バリアフリー新法：「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の略。

第3部 後期基本計画

身体障害者手帳等所持者数

(単位:人)

	総数	1級	2級	3級	4級	5級	6級
令和元年度	381	142	40	63	92	27	17
令和2年度	381	142	41	65	91	24	18
令和3年度	394	138	45	69	99	25	18
令和4年度	379	122	49	68	102	21	17
令和5年度	373	125	44	63	102	20	19
令和6年度	367	123	48	64	99	18	15

資料:健康福祉課

(各年3月31日現在)

療育手帳所持者数

(単位:人)

	総数	㊦	A	B	C
令和元年度	85	19	20	23	23
令和2年度	86	20	21	22	23
令和3年度	88	20	21	23	24
令和4年度	93	20	19	27	27
令和5年度	97	19	17	28	33
令和6年度	100	18	17	26	39

資料:健康福祉課

(各年3月31日現在)

精神障害者保健福祉手帳所持者数 (単位:人)

	総数	1級	2級	3級
令和元年度	86	5	50	31
令和2年度	87	5	53	29
令和3年度	84	4	52	28
令和4年度	92	5	58	29
令和5年度	97	8	62	27
令和6年度	103	9	66	28

資料:健康福祉課

(各年3月31日現在)

難病患者数

(単位:人)

	特定医療(指定難病)受給者数	小児慢性特定疾患医療受給者数	合計
令和元年度	92	2	94
令和2年度	112	4	116
令和3年度	112	7	119
令和4年度	109	8	117
令和5年度	114	11	125
令和6年度	109	14	123

資料:健康福祉課

(各年3月31日現在)

③具体的な施策

ア ノーマライゼーションへの理解の促進

- 「広報おごせ」等により、障がいに関する知識や情報を提供し、ノーマライゼーションへの理解を促進するとともに、小・中学校等における障がい者福祉教育の充実を図ります。
- 「障害者差別解消法」や「成年後見制度利用促進法⁶」などの周知・啓発に努め、障がいのある方の権利擁護を推進します。

イ 自立のための日常生活の支援

- 障がいのある方に対して、機能訓練や生活訓練等の充実を図り、家族の理解や地域の協力を得ながらともに支え合い、自立した日常生活を送ることができる環境づくりを進めます。
- 「バリアフリー新法」などに基づき、公共施設のバリアフリー整備を進めます。

ウ 障がい者の社会参加の促進

- 入間西障害者就労支援センター、入間西障害者相談支援センターおよびハローワーク等と連携し、障がいのある方の就労支援事業の充実を図ります。

エ 障がい者を支える体制づくり

- 社会福祉協議会などにおいて、地域ボランティアの人材確保・育成に努めるとともに、ボランティア活動を支援します。
- 地域住民や地域ボランティアの協力を得て、災害時等における障がいのある方の避難、誘導等に関する協力体制の整備に努めます。
- 障がいの予防や軽減を図るために、保健・医療機関との連携を図りながら、各種健康診査や健康相談など早期発見、早期治療体制の充実に努めます。
- 民生委員・児童委員、社会福祉協議会および入間西障害者相談支援センター等と連携し、相談支援体制の充実を図り、適切な福祉サービスを提供します。

⁶ 成年後見制度利用促進法：「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の略。

基本施策（6） 国民健康保険・国民年金の充実

①方針

- 国民健康保険事業の財政健全化に努めるとともに、さまざまな医療制度の改正に柔軟に対応できる体制づくりを図ります。
- 町民の年金受給権を確保するため、国民年金制度の周知・普及に努めるとともに、国民年金適用対象未加入者の解消を図ります。

②現況と課題

本町の国民健康保険事業は、被保険者の高齢化の進行や医療技術の高度化などにより、医療費が増加傾向にあり、また、被保険者の減少による保険税収入の減少が見込まれ、極めて深刻な財政状況にあります。

こうした中、平成30年度に国民健康保険の運営が広域化され、都道府県が財政運営の責任主体となり、国民健康保険事業の安定的な財政運営や効率的な事業運営を確保するため、県と町が連携して取り組みを進めています。

今後は、健康づくり事業の推進をはじめ、保険税の収納確保、医療費通知等による医療費の適正化や特定健康診査等⁷の実施などによる病気の早期発見・治療により医療費の抑制を図り、国民健康保険制度の健全な運営に努めます。

国民年金は、老後を迎えたときや病気やけがをしたときの所得保障として年金を支給する公的制度であり、特に若年層に対する制度の周知、加入促進を図り、町民が安心して老後が送れるよう努めていく必要があります。

国民健康保険被保険者数等の推移

	総数 (人)	被保険者数(人)			世帯数 (世帯)
		未就学児	就学～64歳	65歳～74歳	
令和3年	3,138	42	1,471	1,625	1,986
令和4年	3,045	34	1,422	1,589	2,000
令和5年	2,882	28	1,369	1,485	1,965
令和6年	2,701	31	1,270	1,400	1,834
令和7年	2,529	26	1,212	1,291	1,757

資料:町民課

(各年4月1日現在)

⁷ 特定健康診査等：国民健康保険などの保険者がおこなうメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健康診査と保健指導。

③具体的な施策

ア 国民健康保険制度の適正な運営

- 「健康づくりのまち宣言」や「ハイキングのまち宣言」に基づき、効果的な健康づくり事業を展開して町民の健康増進を図り、医療費の抑制に努めます。
- 保険資格適用者の確認やレセプト点検⁸のほか、医療費通知等の送付により、医療給付費の抑制と適正化に努めます。
- 県内市町村の国民健康保険税水準の統一に向けて、県と調整・協議を重ねて慎重に取り組むとともに、収税対策を強化して収納率の向上を図り、財源確保に努めます。
- 埼玉県後期高齢者医療広域連合など関係機関との連携を強化し、地域医療保険制度の安定した確立に向け柔軟に対応できる体制づくりを進めます。

イ 国民年金制度の周知

- 適用対象未加入者の把握に努めるとともに、特に若年層に対しての国民年金制度の周知徹底を図り、低所得者への免除制度を勧奨し、未納、未加入期間の解消に努めます。
- 年金事務所と連携して、保険料前納制度や口座振替制度などの啓発に努めます。

⁸ レセプト点検：審査機関の審査を受けたレセプト（診療報酬明細書）について、保険者が再確認をおこなうこと。資格確認、内容確認などをおこない、国保財政の健全化のためにも重要な点検。

基本施策（7） 消費者対策の推進

①方針

- 悪質・巧妙化している消費者被害の事例や、解決策の検討が迅速にできるよう情報収集と啓発に努めます。
- 消費生活相談の充実と相談員の資質向上を図ります

②現況と課題

消費者対策は、クーリングオフ制度⁹などの法整備がされていますが、全国的には振り込め詐欺等の手口も巧妙化し、被害件数は年々増加している傾向にあり、その対応に苦慮している状況です。

本町では、消費生活センターにおいて定期的に消費生活相談を開催し、多様化する消費者トラブルに対し専門の相談員が対応しています。今後も、消費者被害を未然に防ぐため、消費生活相談の対応力の強化を図るとともに、パンフレットの配布などによる啓発に努める必要があります。

③具体的な施策

ア 情報収集と啓発

- 悪質商法や振り込め詐欺、商品事故など、さまざまな消費者問題の情報を全国消費者生活情報ネットワークシステム（パイオネット）¹⁰により収集し、問題の早期解決に努め、消費生活の安定と向上を図ります。
- 「広報おごせ」への定期的な被害対策の掲載やパンフレットの配布などにより、多様化、複雑化する消費者トラブルの未然防止、拡大防止に努めます。

イ 相談体制の充実

- 消費生活センターにおいて消費生活相談を定期的に開催し、気軽に相談ができる環境を整えるとともに、消費生活相談員が消費者問題に適切かつ迅速に対処できるよう相談対応力の強化を図ります。

⁹ クーリングオフ制度：申込または契約から一定の期間内であれば理由を問わず一方的に申込の撤回または契約の解除ができる制度。

¹⁰ 全国消費者生活情報ネットワークシステム（パイオネット）：国民生活センターと消費生活センターをネットワークで結び、消費生活に関する苦情相談情報等の収集をおこなっているシステム。

基本施策（8） 町営樹木墓苑の推進

①方針

- 町営樹木墓苑の計画的な運営管理と適切な維持管理に努めます。
- 町営樹木墓苑の使用料は、町営樹木墓苑の運営経費や教育と子育て環境の整備に活用します。

②現況と課題

少子高齢化社会の進展により、墓地の継承や維持管理が難しくなるとともに、葬儀等の簡素化も進んでいる状況です。

町民等の公共的な福利厚生の利用に供するため、町営樹木墓苑を推進し、計画的な運営管理と適切な維持管理に努めます。

③具体的な施策

ア 町営樹木墓苑の管理運営

- 町営樹木墓苑の計画的な運営と適切な維持管理に努めます。
- 長期間において収入と支出の均衡が図れるように、越生町営樹木墓苑管理基金条例に基づいた基金の運用をします。

イ 教育および子育て環境の整備

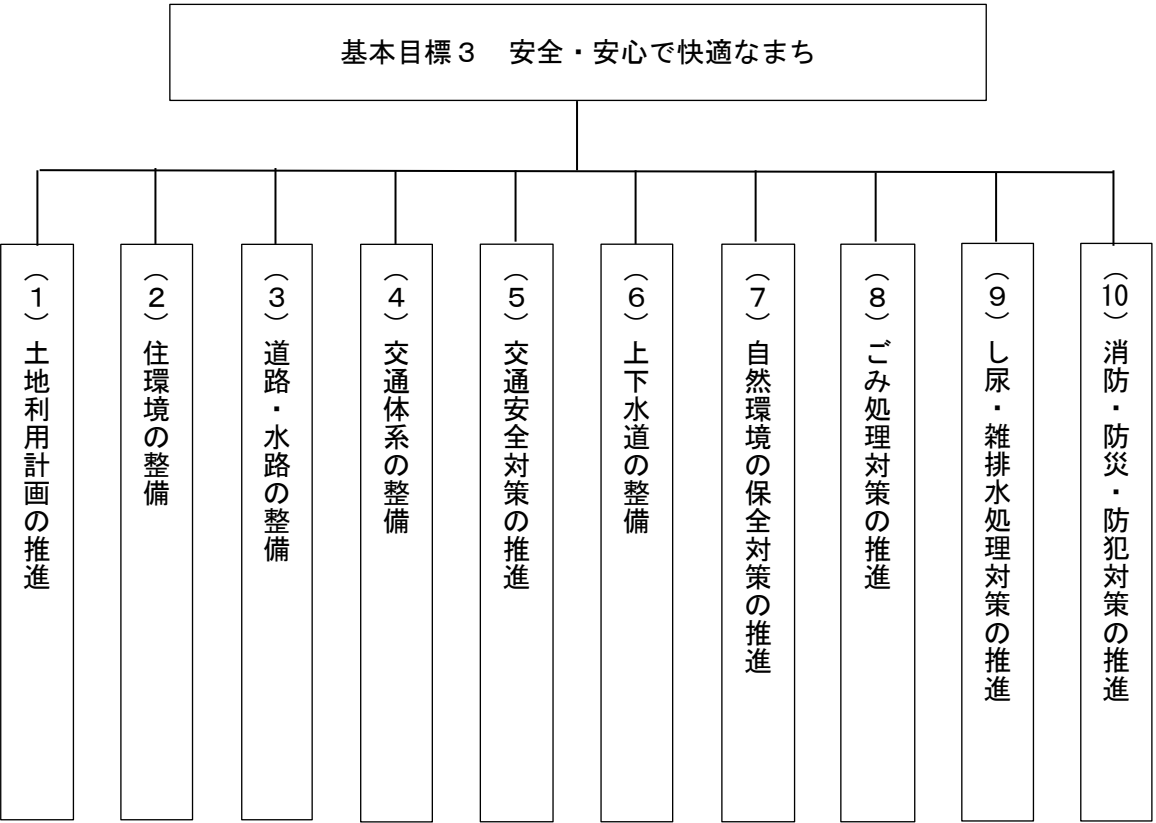
- 町営樹木墓苑の使用料を財源として積み立てた「越生町教育及び子育て環境整備基金」を活用し、越生町の教育と子育て環境の整備および推進を図ります。

第3節 安全・安心で快適なまち

《令和12（2030）年度の数値目標》

項目	現状	目標
市街化区域内未利用地面積	12.64ha (R3)	
住民意識調査で「道路・交通の便が悪い」と回答する割合	26.2% (R6)	

《基本目標と基本施策の体系》



基本施策（１） 土地利用計画の推進

①方針

- 住居地域などの都市的土地利用については、計画人口にあわせた快適で利便性に優れた暮らしや、商工業の発展による活力あるまちづくりを進めます。
- 森林や農地については、豊かな自然環境を保全するとともに、森林については、みどりの景観と観光的土地利用も図ります。

②現況と課題

本町は、首都 50km の通勤圏内に位置し、豊かな自然環境に恵まれています。

町の総面積は 4,039ha を有し、令和 3（2021）年 3 月の土地利用状況を地目別にみると、田と畑をあわせた農地が 9.08% で、山林 68.85%、宅地 9.12%、その他 12.95% となっています。

また、都市計画区域は 1,554ha（市街化区域 170ha、市街化調整区域 1,384ha）で、都市計画区域外は 2,485ha となっています。

快適で利便性の高い暮らしや商工業の一層の発展を実現するための都市的土地利用を進めるとともに、生産性の高い優良農地の保全、観光地や梅・ゆず等の生産地としての土地利用など、長期的な視野に立ち、有効かつ計画的な土地利用を進めていく必要があります。

③具体的な施策

ア 住宅系ゾーン・住宅利用促進ゾーン

- 主要地方道飯能寄居線周辺地域を中心とした既成市街地は、防災・防犯上の安全性や快適性を高めるため、生活道路・水路等の整備を計画的に進めるとともに、建物の高さや色調への配慮、生け垣による緑化の推進など、総合的な住環境の向上に努めます。
- 住宅利用促進ゾーンである越生東地区と上野東地区の特定土地地区画整理事業と和田・河原山土地地区画整理事業により整備された住宅地は、緑化などに配慮した快適な住環境の保全に努め、計画人口を確保するために未利用地への住宅の建設を促進します。
- 越生東地区は、経年から生活道路・水路等の再整備が必要な箇所が目立つようになったため、既成市街地と同様に、生活道路・水路の再整備を計画的に進めます。
- 公園は、地域住民の憩いの場として適正な維持管理に努め、質の高い住宅地として保全します。

イ 商業系ゾーン

- 越生駅や武州唐沢駅を中心とした地域は、商業地域・近隣商業地域の用途に指定されており、新たな商業施設の立地を促進します。
- 主要地方道飯能寄居線沿道は、既存の商業施設の魅力を活かして周辺の土地利用と調和のとれた賑わいのある市街地を形成するために、空き店舗の利活用と駐車

場の確保に努めます。

ウ 工業系ゾーン

- 成瀬地区および大谷地区を中心とした工業地域については、周辺の環境に配慮した道路・水路等の整備を計画的におこなうとともに、緑化などの環境対策に配慮した工業地域としての整備に努めます。
- 工場等の進出や撤退に関する情報収集に努め、未利用地への誘致に努めます。
- 主要地方道飯能寄居線バイパス沿線は、良好な交通利便性を有していることから新たな産業用地の創出に努めます。

エ 農業系ゾーン

- 農業用水路等の農業施設の整備改修を計画的におこなうとともに、農地の集約化を推進し、遊休農地の解消と農業経営基盤の充実を図ります。
- 大谷地区及び如意地区では、多面的機能支払交付金事業を活用し、農地の保全、農道・水路の管理を行うとともに、稲作や飼料用作物を中心とした農業生産性の向上を図ります。
- 堂山・小杉地区や上野地区を中心とした農地については、越生梅林などを中心とした関東有数の梅の生産地として保全します。
- 龍ヶ谷・上谷・堂山地区を中心とした中山間地域においては、中山間地域等直接支払事業を活用し、ゆずなどの柑橘類栽培、キノコ栽培、ワラビ栽培などが進められているため、観光農業的土地利用を推進します。

オ 森林系ゾーン

- 林道の補修・整備を計画的におこない、主伐や間伐を推進することで森林資源の活用と水源かん養機能を確保した、良好な森林系土地利用を推進します。

カ 観光交流ゾーン・レクリエーションゾーン

- 越生梅林や黒山三滝などの観光資源を活かすため計画的に整備、補修をおこない、観光のまちとしての機能充実を図ります。
- ゴルフ場などのレクリエーション施設は、周辺環境と調和のとれた土地利用を推進します。

キ 土地利用活性化推進ゾーン

- 主要地方道飯能寄居線バイパス沿道は、日常の生活利便施設や商業施設、産業振興に資する工業・流通施設などの複合的な土地利用を推進します。
- 古池地区と上野地区は、豊かな自然を活かした民間施設との連携により町民や訪れた方が交流する場として活力と魅力ある土地利用を推進します。
- 大谷地区は、静かな自然環境を活かした先端技術産業、研究施設などの新産業地の創出に努めます。

基本施策（２） 住環境の整備

①方針

- 「越生町都市計画マスタープラン」に基づき、豊かな自然環境と調和し都市機能の充実した利便性の高い快適なまちづくりを進めます。
- 高齢化社会に配慮したバリアフリー整備や地球環境にやさしい住環境の整備・保全に努めます。
- 地域住民の積極的な参加、協力により、「自らのまちは自らの手で」との意識の高揚を図り、町民と行政が一体となった快適なまちづくりを進めます。

②現況と課題

町では、令和2（2020）・3（2021）年度の2か年で、町の都市計画に関する基本的な方針である「越生町都市計画マスタープラン」の改定をおこなっています。長期的視野に立ち都市計画区域内の将来の町のあるべき姿を定めるとともに、都市としての構造や機能、都市施設の配置など、町全体の構想と地域別の特性などを考慮した地域別構想からなっています。

また、本町は首都50km圏にあり、自然に恵まれていることから、自然と調和した豊かなまちづくりを実現するため、越生東地区、上野東地区、西和田・河原山地区において、土地地区画整理事業を実施し、質の高い良好な住宅地を確保・提供してきました。

土地地区画整理事業は、道路や公園などの公共施設を総合的に整備することにより、良好な市街地が形成され、宅地の利用増進を図るうえで重要な役割を果たしています。

越生駅東地区29.5ha・上野東地区30.1haと組合方式により施行した西和田・河原山地区6.3haをあわせると、市街化区域の約4割に相当する65.9haの住宅地が整備されました。

今後も、みどりの保全に配慮した質の高い良好な住宅地として保全するとともに、未利用地の解消を図る必要があります。

既成市街地の住宅地については、計画的に道路・水路の整備等をおこない、特に、高齢化の進行にあわせ、道路の歩道整備や段差解消等のバリアフリー整備を進めるなど、だれもが安全で安心して暮らせる住環境の整備が必要です。

また、都市計画法による住居系区域指定や「越生町開発行為等指導要綱」に基づき、適切な開発指導をおこなうなど、豊かな自然環境の保全に配慮し、無秩序な開発の防止に努める必要があります。

③具体的な施策

ア 快適で住みよい環境づくりの推進

- 土地区画整理事業により住宅地として整備した区域については、未利用地への住宅の建設を促進し、道路・水路等の補修を計画的におこないます。
- 既成市街地については、狭あいな生活道路等の改修を計画的におこない、地域の特性や街並みなどと調和した災害に強いまちづくりの整備を図ります。
- 都市計画法の住居系区域指定や「越生町開発行為等指導要綱」の適正な運用を図り、敷地面積や景観に配慮した良好な宅地の形成に努めます。
- 生け垣等みどりの保全や花づくり運動に対する補助をおこないます。
- 空家実態調査の結果に基づき、危険な空家については所有者等へ指導をおこない、改善されない場合には「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき「特定空家等」および「管理不全空家等」に認定し、問題解決を目指します。

イ 町営住宅の改修の推進

- 町営住宅の有効活用と良質な住宅ストックの形成に向けた「越生町営住宅長寿命化計画」に基づき、計画的に改修事業を進めます。

基本施策（3） 道路・水路の整備

①方針

- 高速道路のインターチェンジへのアクセスや主要地方道との広域交通網としての体系的な整備を進めます。
- 町の土地利用構想や防災上の機能を考慮し、計画的な道路整備を進めます。
- 高齢化等に配慮した歩道整備や段差解消等、安全・安心な生活基盤としてバリアフリー整備を進めます。
- 雨水排水機能や農業用水路等、それぞれの機能にあった水路整備を計画的におこないます。

②現況と課題

本町の道路網は、近隣市町や高速道路のインターチェンジなどを結ぶ広域道路と町民の生活や社会活動のための町道からなっています。広域的な基幹道路としては、主要地方道飯能寄居線バイパスのほか、主要地方道飯能寄居線、東松山越生線、越生長沢線、一般県道川越越生線があります。

町道は、町民の日常生活や防災上欠かせない重要な役割を果たすものであり、利用形態は主に幹線道路と生活道路に分けられています。幹線道路については、主要地方道とのアクセスが主な目的ですが、こどもや高齢者等が安心・安全に利用できる歩車道分離やバリアフリー整備が求められているため、道路網を考慮した計画的な整備をおこなう必要があります。

狭あいな生活道路については、防災や緊急時に備えるため地域の協力を得ながら優先順位を定め、効率的で効果的な整備・改良を進めていくことが必要です。

今後も、まちづくりの基本となる道路網の整備については、町の将来における土地利用の方向性と地域の状況等に配慮し、適切な整備・改良や維持管理を進めていくことが重要な課題となっています。

また、市街地の水路については、公共下水道の整備が進み、生活雑排水の放流先としての機能は不要になりつつありますが、雨水排水としての機能確保は必要であるため、台風や集中豪雨なども考慮した水路体系を計画的に整備・改良する必要があります。市街地以外の地域の水路については、農業用水路との併用にも配慮した整備・改修が必要です。

第3部 後期基本計画

町道の現況

(単位:m)

	実延長 A	内容					改良率 B/A(%)	舗装率 C/A(%)
		幅員 5.5m未満	幅員 5.5m以上	改良済 延長 B	舗装済 延長 C	交通不能道 延長		
令和元年	336,547	313,536	23,012	61,205	114,467	211,545	18.2	34.0
令和2年	337,980	314,091	23,889	61,382	115,768	211,545	18.2	34.3
令和3年	338,084	314,153	23,932	61,424	115,993	211,614	18.2	34.3
令和4年	338,081	314,140	23,941	61,553	116,123	211,481	18.2	34.3
令和5年	338,018	313,669	24,349	61,213	116,372	211,209	18.4	34.4

資料:まちづくり整備課

(各年3月31日現在)

都市計画道路の現況

(単位:m)

路線名	幅員	計画延長	完成延長	進捗率(%)
越生駅通り線	12	370	370	100
公園通り線	12	620	620	100
越生東西線	12	380	380	100
山吹通り線	12	1,260	1,260	100
武州唐沢線	12	460	460	100
新飯能寄居線	15	3,630	3,630	100

資料:まちづくり整備課

(令和6年4月1日現在)

③具体的な施策

ア 広域的な基幹道路整備等の県関係機関への要望

- 広域的な基幹道路である県道新川越越生線の早期開通と主要地方道飯能寄居線の歩道整備を要望します。
- 主要地方道越生長沢線については、計画的に改良工事が進むよう要望します。
- 基幹道路にかかる橋梁の点検、整備および耐震化が計画的におこなわれるよう要望します。
- 県道の除草・植樹帯の管理など適正な維持管理を要望します。

イ 町道の計画的な整備

- 幹線道路は、主要地方道等との体系を考慮するとともに観光面に配慮した整備を長期的に進めます。
- 生活道路については、側溝整備とあわせた拡幅や道路の新設などを進めるとともに、計画的に改良・補修をおこないます。
- こどもや高齢者等の安全を守るため、可能な箇所から歩車道分離の整備を進め、段差解消などのバリアフリー整備もおこないます。
- 舗装路面の劣化が進行しているため、計画的に舗装打ち換え等をおこないます。
- 橋梁の点検、整備および耐震化を計画的に進めます。
- 道路の排水施設の機能保全のため、道路側溝等の維持管理に努めます。
- 町道の除草・植樹帯の管理整備など、地域住民の協力を得て、積極的に取り組みます。

ウ 地域性を考慮した水路の整備

- 市街地を中心とした水路については、近年多発する集中豪雨などを考慮して整備に努め、地域住民の協力を得ながら適正な維持管理に努めます。
- 農業用水を併用した水路については、環境保護と耕作上の利便性を考慮し、維持管理しやすい構造へ計画的に整備します。

基本施策（４） 交通体系の整備

①方針

- 越生駅東口および道灌おもてなしプラザの開設にともなう、利用者の利便性の向上に努めます。
- 鉄道の運行本数の維持や乗り換え時間の短縮などについて、引き続き鉄道事業者に要望活動をおこないます。

②現況と課題

本町の公共交通機関は、東武越生線、ＪＲ八高線および路線バスの３路線があり、町民の通勤、通学、買い物や余暇・観光など、さまざまな生活形態を支える重要な役割を果たしています。しかし、鉄道の輸送需要については、少子高齢化や雇用情勢の悪化などの変化により、利用者が減少する傾向にあり、ＪＲ越生駅については、越生駅東口開設にともない無人化となりました。

また、路線バスは、越生駅から黒山間と、ときがわ町および鳩山町から越生駅に乗り入れている３路線があるものの、運行本数は少なく、経営は厳しい状況にあります。

これらを踏まえ、鉄道事業者とタイアップしたイベントの開催による利用者の増加やリピーターの拡大に努める必要があります。また、越生駅東口開設にともなう東西のネットワークが形成されたことにより、今後、駅周辺の商業地域の活性化、越生東地区の土地利用の促進および駅利用者の安全性や利便性の向上を図るため、さらなる施策の展開が必要です。

今後は、鉄道とバス路線の運行本数の維持を要望するとともに、高齢者や自動車運転免許証返納者などに対しておこなっているタクシーとバスの利用料金の助成を継続し、交通手段を確保と公共交通機関の利用促進に努めます。

③具体的な施策

ア 鉄道交通の利便性の向上と道灌おもてなしプラザの活用

- 道灌おもてなしプラザを活用して越生駅利用者の利便性の向上に努めます。
- 東武越生線については、一部複線化により一定の運行本数は確保されましたが通勤・通学時間の混雑緩和対策や、東武東上線との円滑な接続、徹底した安全対策などについて、沿線市町と連携し、鉄道事業者に要望します。
- ＪＲ八高線については、利便性の向上を目指し、沿線市町と連携を図り、鉄道事業者に要望します。

イ 高齢者等の交通手段の確保

- 高齢者や自動車運転免許証返納者などを対象としたタクシー・バスの利用料金助成を引き続き実施するとともに、**新たな公共交通手段として乗合タクシー等の導入について検討を進め、より利便性の高い交通サービスへの切り替えを目指します。**

ウ バス交通の利便性の向上

- 越生駅から黒山間のバス路線については、バス利用料金助成等により利用の促進に努めます。
- 梅まつりなど観光イベントとタイアップした臨時バスの運行により、交通渋滞の緩和と観光客の利便性の向上に努めます。

基本施策（５） 交通安全対策の推進

①方針

- 交通事故のないまちづくりの実現のため、関係機関と連携を図り、地域ぐるみで交通安全運動を進めます。
- 交通事故の防止のために、安全に通行できる道路環境の整備を進めます。

②現況と課題

本町では、西入間警察署、交通安全協会、交通安全母の会などと連携して交通安全運動を推進し、交通安全思想の普及や啓発をおこなっています。全国的に交通事故の発生件数はシートベルトの装着により死傷者は減少する傾向にあるものの依然として大きな社会問題となっています。

近年の車両台数の増加にともない、基幹・幹線道路だけでなく生活道路でも通過車両が増えていることから、こどもや高齢者の事故防止対策として、各地区の要望を踏まえ道路反射鏡や防護柵など交通安全施設の整備を進めてきました。

今後も、交通安全運動期間中に限らずこどもの交通安全教育、自転車利用者のマナー向上アップなど意識の高揚を図り、各年齢層にあった啓発を進める必要があります。

また、交通指導員による安全指導や危険箇所への安全対策を推進し、交通事故の防止に向けた取り組みを一層進める必要があります。

③具体的な施策

ア 関係機関との連携による交通安全運動・教育の推進

- 交通事故を防止するため、西入間警察署、交通安全協会、交通安全母の会などの関係機関と連携を図りながら交通安全教室、街頭指導などをおこない、交通安全思想の普及を図ります。
- こどもたちを中心とした交通安全教室を開催し、こどもたちを交通事故から守ります。
- 自転車事故を防止するため、自転車用ヘルメットの着用を促進し、ヘルメット購入費用の助成などをおこない、交通安全対策に努めます。

イ 道路等の交通安全施設の整備の推進

- 道路交通危険箇所の解消を図るため、各地区の要望を踏まえたうえで、道路反射鏡、防護柵などの整備に努めるとともに、必要な信号機の設置を関係機関に強く要望します。
- 高齢者や障がいのある方などだれもが安心して歩ける道路環境を整備するため、段差解消や点字ブロックなどバリアフリー化とその保全管理に努めます。

ウ 放置自転車対策の推進

- 自転車の駐輪場への誘導や放置自転車の撤去などをおこない、駅周辺の交通環境の改善に努めます。

第3部 後期基本計画

- 「越生町環境保全条例」に基づき、放置自転車を速やかに処理できるよう手続きの合理化を図ります。

エ 児童・生徒の安全確保

- 児童・生徒の登下校時の安全を確保するため、交通指導員による立哨指導をおこないます。
- 交通指導員の確保に努めるとともに、地域ボランティアの協力を得ながら、登下校時の見守りを強化します。

オ 事故多発地点の調査の実施

- 事故多発地点の問題点を調査し、適切な事故防止対策をおこないます。

基本施策（6） 上下水道の整備

①方針

- 上水道については、常に安全でおいしい水を供給できるよう水質の管理に努めるとともに、安定して供給できるよう水道施設の維持管理に努めます。
- 下水道については、管路の適切な維持管理をおこなうとともに、加入促進に努めます。
- 農業集落排水事業については、越辺川の上流地域であるとの認識のもと、加入率の増進に努め浄化施設の適切な維持管理を継続します。
- 合併処理浄化槽の普及を促進するとともに、浄化槽の適正な維持管理を促進します。

②現況と課題

ア 上水道の整備

本町の水道事業は、昭和 40（1965）年に簡易水道として事業の創設認可を受け、昭和 44（1969）年に簡易水道を上水道に変更し、給水区域の拡大を図りました。その後、平成 4（1992）年には安定した給水量の確保を図るため県営水道の受水を開始し、平成 9（1997）年度には高度浄水施設事業の膜ろ過施設を導入するなど、より安全で安心な水道水を安定的に供給するように努めてきました。

現在、水道普及率は 99.9%に達し、町民にとって欠くことのできない重要な日常生活におけるライフラインとなっています。

水道事業を取り巻く経営環境は、人口の減少、節水意識の浸透による料金収入の減少から厳しさを増しています。また、老朽化施設の大量更新、自然災害への対応などの課題を抱えています。

このため、将来にわたって安定的に事業を継続するためには、中長期的な視点で計画的に経営をおこなっていくことが重要です。

イ 下水道・農業集落排水施設・合併処理浄化槽の整備

本町の公共下水道事業は昭和 55（1980）年に設立された毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合により公営企業会計事業として運営されています。公共下水道はライフラインとして必要不可欠な施設であり、市街化区域を中心として計画的に供用区域を拡大し、令和元（2019）年度末の公共下水道事業による水洗化率は 81.9%となりました。社会経済情勢や合併処理浄化槽の設置状況などにより、区域の見直しを含めた検討をおこなうとともに、さらなる普及率の向上に努める必要があります。

また、本町では、越辺川上流の水質浄化を図るため昭和 59（1984）年から農業集落排水事業を実施するとともに、これ以外の区域については、合併処理浄化槽の設置を推進し、地域の特性に合った水質浄化対策を推進してきました。

今後も、「越生町生活排水処理基本計画」に基づき、河川などの公共用水域の水質保全を図るため公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽の整備を効率的かつ効果的に推進します。

③具体的な施策

ア 上水道の計画的かつ適切な整備と維持管理

- 安全で安心な水道水を供給するために、適切な水質管理で安全性を確保し、県営水道と町営水道との調整を図り、安定した給水に努めます。
- 中長期的な視点で老朽化した水道施設の更新や耐震化を計画的に実施し、効率的な施設の維持管理に努めます。
- 水道事業の健全な経営を図るため、「広報おごせ」やホームページなどを活用し、需用者への情報提供や家庭内漏水対策の啓発をおこない、安定した事業運営に努めます。

イ 下水道の適正な維持管理と加入促進

- ライフラインとしての機能を確保するため、公共下水道への加入促進と適正な維持管理に努めるとともに健全な運営体制を整えます。

ウ 農業集落排水の適正な維持管理

- 農業集落排水処理施設については、非常用通報装置による緊急時の対応を迅速におこなうとともに、施設の老朽化に備えた適正な維持管理に努めます。
- 農業集落排水処理区域の未利用者の加入促進に努め、適正な運営をおこないます。

エ 合併処理浄化槽の設置と適切な維持管理

- 公共下水道と農業集落排水区域以外については、合併処理浄化槽の普及を促進するとともに、浄化槽の適切な維持管理に努めます。
- 単独処理浄化槽およびし尿汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換を促進します。

基本施策（7） 自然環境の保全対策の推進

①方針

- 町民・事業所・行政が連携を強化して、「越生町環境保全条例」を遵守し、公害発生の未然防止に努めるとともに、人と自然が共生する豊かな自然環境をこどもたちのために守ります。
- 事業所や各家庭における節電など、エコ意識の向上を図るとともに、ごみゼロ運動や越辺川の河川清掃など、関係団体の協力を得ながらまちぐるみで環境保全に取り組みます。
- 山並み連携ゼロカーボンシティ共同宣言に基づき、「森林と木」を生かすための施策を展開し、2050年までに二酸化炭素の排出実質ゼロを目指します。

②現況と課題

我が国では、「地球温暖化対策計画」において、2030年度の温室効果ガス排出量を、2013年度比で46%に削減すること、および2050年度には実質ゼロにすることを目指しています。

これを受け、越生町、毛呂山町、ときがわ町、東秩父村の3町1村により「山並み連携ゼロカーボンシティ共同宣言」を表明しました。共通財産である「森林と木」を整備し、保全・活用することで、二酸化炭素の削減に貢献し、2050年までに二酸化炭素の排出実質ゼロを目指します。

この目標に向けて、町民、事業者および行政が一体となり、積極的にゼロカーボンに関する理解を深め、一人ひとりにできることから取り組むことが求められています。

本町においては、「地球温暖化対策実行計画」として、「おごせエコオフィス実行計画」を策定し、町の事務・事業から搬出される温室効果ガス削減によるさまざまな地球環境温暖化対策に取り組んでいます。具体的な取り組み項目に基づき、行政が率先して実行し地域の模範となることにより、町民や事業者へ環境保全の自主的な取り組みを促します。

③具体的な施策

ア 公害防止対策の推進

- 越辺川上流域の責務として、「越生町環境保全条例」の適切な周知・運用を図り、定期的な越辺川の水質調査やゴルフ場排水の水質検査報告の義務付けなどにより、事業所や各家庭の協力を得ながらまちぐるみで水質の浄化に努めます。
- 業務委託による不法投棄・施設箇所パトロールのほか、職員による不法投棄パトロールと公害防止監視体制の強化に努めます。

イ エコ対策や環境保全対策の推進

- 生ごみ処理容器「キエーロ」の普及促進を通じて、生ごみの減量を図るとともに、焼却に伴って発生する温室効果ガスの排出削減を推進します。
- 電気自動車購入費補助金、家庭用生ごみ処理機器購入費補助金、太陽光発電システム設置費補助金等の各種補助制度を通じて、ゼロカーボンシティの実現を推進

します。

- 「おごせエコオフィス実行計画」に基づき、節電や節水等の省エネルギー化など、地球温暖化防止対策に向けた温室効果ガス削減等の取り組みを推進します。
- 自然環境の生態系に配慮した施策や資源ごみのリサイクルを推進します。

ウ 生活環境対策の推進

- 各地区のクリーンタウン委員会を中心に町民団体などの協力を得ながらごみゼロ運動や越辺川の河川清掃などを通じて、地域ぐるみの美化活動を進めます。
- 騒音、悪臭、水質汚濁など公害の抑制に努めます。
- 犬の飼い主のマナー改善やごみのポイ捨て防止などの環境衛生に対する意識の向上を図るため、「広報おごせ」などで啓発します。
- 各地区や地域づくり団体等が、ボランティア活動の一環として実施している環境美化活動などを支援します。

基本施策（8） ごみ処理対策の推進

①方針

- ごみの排出抑制と分別の徹底による減量化・再資源化を推進します。
- ごみの減量化に努め循環型社会の実現を目指します。
- 生ごみ処理機の設置補助をおこない生ごみの減量化を促進します。
- 資源ごみの集団資源回収報奨金制度を継続し、ごみの減量、資源の有効利用を促進します。

②現況と課題

近年、循環型社会への取り組みが進み、消費者と事業者が相互理解のもと商品の過剰包装の減少やリサイクルが可能な包装素材への転換などにより、ごみの減量化やリサイクルが図られてきました。

本町では、埼玉西部環境保全組合を鶴ヶ島市、毛呂山町、鳩山町と組織し、ごみの収集・分別処理を広域的に実施しています。資源ごみの中間処理施設である川角リサイクルプラザでは、資源ごみとしてペットボトル、その他のプラスチックなどを分別収集し、効率的にリサイクル・リユースをおこなっています。また、効率的で安定的な廃棄物処理を目指して、令和5年4月から「埼玉西部クリーンセンター」が供用開始されました。この施設は、安定的かつ安全にごみを焼却処理するため回転ストーカ式焼却炉を採用し、排ガスの高度処理による公害防止機能を充実させたごみ処理施設として整備されたものです。今後も、1市3町による広域的な取り組みをおこなうとともに、各種団体、町民、事業所がともに協調して、さらなる循環型社会の構築や各家庭における資源ごみの有効利用、ごみの減量化に努める必要があります。

各地区や地域づくり団体などが実施している集団資源回収事業を推進し、資源の再利用、ごみの減量化を図ります。

ごみ処理状況

	可燃ごみ		不燃ごみ	
	収集量(t)	前年対比(%)	収集量(t)	前年対比(%)
令和元年度	2,676.31	99.81	171.43	100.07
令和2年度	2,723.46	101.76	198.69	115.90
令和3年度	2,658.09	97.60	171.10	86.11
令和4年度	2,666.38	100.31	150.06	87.70
令和5年度	2,566.22	96.24	144.36	96.20

資料: まちづくり整備課

③具体的な施策

ア ごみ集積所の整備

- ごみ集積コーナーの更新やごみ集積所の適正配置と計画的な用地確保に努めます。
- クリーンタウン越生推進協議会を中心に、各地区の協力を得ながらごみ集積所の清潔保持に努めます。

イ ごみ処理施設の整備・充実

- 多様化するごみの分別・処理に対応するため、処理施設や収集運搬体制の整備・充実に努めます。

ウ ごみの減量化・リサイクルの推進

- 生ごみ処理容器「キューロ」の普及促進を通じて、ごみの減量化による環境の保全を推進します。
- 川角リサイクルプラザで資源ごみの分別処理を徹底し、リサイクルを推進します。
- 家庭から排出された生ごみの減量化および資源化を推進するため、家庭用生ごみ処理機器の普及に努めます。
- 家庭から持ち込まれた家具類やおもちゃ、楽器等と着物をリメイクした洋服をリサイクル用品として販売します。
- 海洋プラスチック問題、地球温暖化防止などの対策に向けレジ袋の削減と、マイバックの持参を促し町民一人ひとりの意識を高めます。
- 3R（リデュース・リユース・リサイクル）¹¹活動を推進し、循環型社会の構築に取り組みます。

¹¹ 3R（リデュース・リユース・リサイクル）：環境と経済が両立した循環型社会を形成していくためのキーワードで3つの語の頭文字をとった言葉。Reduce（リデュース）減らす。ごみの発生抑制。Reuse（リユース）繰り返し使う。再利用。Recycle（リサイクル）再資源化。ごみの再生利用。

基本施策（9） し尿・雑排水処理対策の推進

①方針

- 住み良い快適な環境を保持するため、し尿処理施設等の安定的な運営と、適切な維持管理に努めます。
- 合併処理浄化槽の整備や適正な維持管理を促進し、地域の実情に合った排水処理対策を進めます。

②現況と課題

本町では、坂戸地区衛生組合を坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町、鳩山町と組織し、し尿処理と合併処理浄化槽等の汚泥処理をおこなっています。

現在、公共下水道や農業集落排水の普及にともない、坂戸地区衛生組合におけるし尿の処理量は減少していますが、**処理施設自体の老朽化対策が喫緊の課題となっています。**

今後も、町内の水環境の保全、生活排水の適正処理を推進するため「越生町生活排水処理基本計画」に基づき、公共下水道事業、農業集落排水事業、合併処理浄化槽の設置などにより、それぞれの生活排水処理施設の特性や地域の実情に合った効率的で適正な生活排水処理対策に努めます。

し尿処理状況

(単位:kl)

	し尿	浄化槽の汚泥
令和元年度	231.91	3,033.65
令和2年度	181.93	2,972.75
令和3年度	194.31	2,766.17
令和4年度	164.83	2,652.55
令和5年度	131.82	2,731.00

資料:まちづくり整備課

③具体的な施策

ア し尿処理施設の計画的な維持管理

- **処理施設の老朽化対策について、構成市町、関係下水道組合および衛生組合により、今後の対応方針の策定に向けた取り組みを協議します。**

イ 収集運搬体制の整備

- 収集運搬業者の効率的な施設搬入や異物の混入防止に努めます。

ウ 合併処理浄化槽の普及の促進

- 公共下水道や農業集落排水の区域以外については、合併処理浄化槽の設置を促進するとともに、設置者に対し保守点検や法定検査、清掃等の徹底について指導、啓発を図ります。

基本施策（10） 消防・防災・防犯対策の推進

①方針

- 西入間広域消防組合と消防団が連携を強化して、都市型火災に迅速かつ的確に対応できる消防施設の整備と人員確保・養成に努めます。
- 地域と町と関係機関が一体となって、町民の生命と財産を全力で守ることのできる体制づくりを進めます。
- 地域ボランティアや警察等の関係機関との連携を強化して、犯罪を未然に防止できる体制づくりに努めます。

②現況と課題

ア 消防・救急活動

本町の消防体制は、越生町、毛呂山町、鳩山町の3町で組織された西入間広域消防組合の常備消防と地域での消防活動や火災予防活動をおこなっている消防団の非常備消防で運営しています。組合は本町に越生分署を置き、都市化に対応できる消防力の充実、消火栓の増設などによる消防水利の確保など、消防力の強化を図っています。また、消防団活動を後方から支援するため平成 21（2009）年度に越生町消防支援隊を結成し、平成 28（2016）年度には女性消防団も発足するなど消防体制の充実を図りました。しかし、人口減少や少子高齢化による消防団員の定員割れが懸念されています。

イ 防災体制

本町は約7割が山地で、谷が多く越辺川の支流もたくさんあるため、集中豪雨（ゲリラ豪雨）などによる土砂災害の発生が危惧されています。町内には土砂災害の危険箇所が146か所あるため、パトロールや地元からの情報提供などにより危険箇所の状況を監視すると同時に、危険箇所の防災対策を施す必要があります。

また、地震をはじめ近年の異常気象による大雨などの被害に対しては、各地域の特性に応じた対策が必要となっています。このため、「越生町地域防災計画」の見直しや、災害ハザードマップを作成するなど防災体制の確立を図ってきました。

今後は、感染症対策に配慮した避難訓練や防災訓練などを実施し、町民の防疫と防災の意識を高めるとともに迅速かつ的確な防災活動がおこなえるよう、地域と関係機関がより一層連携した組織体制づくりが求められています。

ウ 防犯体制

本町には、交番および駐在所がそれぞれ1か所設置されています。また、「駅前防犯センター」を拠点とした「駅前防犯パトロール隊」による巡回、青色灯車によるパトロールを実施するなど警察と連携しながら犯罪の防止活動に努めています。しかし、本町における犯罪の発生件数は、年間平均70件程度となっており、増加傾向にあります。身近な犯罪のなかには、犯行の機会を与えないことにより被害を防ぐことができるものもあるため、一人ひとりの心がけや地域における主体的な取り組み

第3部 後期基本計画

みを促し、地域ぐるみの防犯体制をつくっていく必要があります。

火災件数の推移

(単位:件)

	火災件数				
	総数	建物	林野	車輛	その他
令和2年	3	1	0	0	2
令和3年	6	2	2	0	2
令和4年	4	2	0	0	2
令和5年	6	2	1	2	1
令和6年	8	5	0	0	3

資料:西入間広域消防組合

救急件数の推移

(単位:件)

	救急件数							
	総数	急病	交通事故	一般傷病	労働災害事故	自損行為	転院	その他
令和2年	459	308	28	82	9	11	10	11
令和3年	462	285	35	90	9	7	19	17
令和4年	575	404	30	92	13	5	12	19
令和5年	669	481	26	115	5	8	11	23
令和6年	695	499	29	111	8	9	11	28

資料:西入間広域消防組合

犯罪件数の推移

(単位:件)

	犯罪件数				
	総数	暴行傷害	詐欺	窃盗犯	その他
令和2年度	33	1	1	17	14
令和3年度	27	1	4	20	2
令和4年度	117	3	3	100	11
令和5年度	72	5	5	48	14
令和6年度	110	3	6	42	59

資料:西入間警察署

③具体的な施策

ア 消防体制の充実

- 火災発生時に迅速かつ的確な消防活動がおこなえるよう、消防車両の整備や計画的な更新のほか、防火水槽、消火栓の適正な配置と維持管理に努めます。
- 各地区と連携しながら消防団員の定員を確保します。
- 消防施設・装備の充実強化に努めるとともに、教育訓練、研修会を実施して団員の資質の向上に努めます。
- 消防支援隊と各地区の自主防災組織等との連携を強化していきます。
- 消防団本部車両を配備し、火災現場において迅速かつ的確な指揮体制を整えます。

イ 防災対策・啓発活動の推進

- 近年における地震災害や土砂災害などを想定した実践的な防災訓練を実施するとともに、自主防災組織の活動支援やリーダーの育成により、町民の防災意識の高揚に努めます。
- 災害に備え、非常用食料、生活必需品などを計画的に備蓄するとともに、町民に対しても飲料水や食料の備蓄を呼びかけます。
- 災害時の町民生活の早期安定を確保するため、関係機関、事業所、関係団体などとの連携を強化し、生活必需品の確保に努めます。
- 災害発生時における職員の初動体制を整備するとともに、関係機関や自主防災組織などと連携し、早期に防災対策本部を立ち上げ、災害時要援護者などの支援体制を迅速に整えます。
- 町民生活を脅かすさまざまな緊急事態等を想定し、「越生町地域防災計画」および「国民保護に関する越生町計画」を随時見直すとともに、「国土強靱化地域計画」を策定し、危機管理体制を整備します。
- 地震・土砂災害ハザードマップ、水害ハザードマップを活用し、普段からの備えの強化を図り、住民の迅速な避難に繋がります。
- 災害時に避難所となる体育館にエアコンを設置し、避難者滞在時の環境を整備するとともに、防災用具や設備を充実させるなど防災機能の強化を推進します。

ウ 地域ぐるみの防犯体制の充実

- 越生駅前の「駅前防犯センター」を拠点とした「駅前防犯パトロール隊」により、女性やこどもの見守り活動および巡回パトロールをおこない、駅周辺の犯罪の防止に努めます。
- 各地域における自主防犯組織への支援を通じ防犯意識を高めます。また、町職員による青色灯車によるパトロールを継続します。
- 越生交番や梅園駐在所、西入間地区防犯協会、西入間地区地域安全推進協議会越生支部と連携を図りながら、犯罪のない明るいまちづくりを推進します。
- 犯罪を未然に防止するとともに、事件や事故の早期解決を図るため、防犯カメラを設置し、安全で住みよいまちづくりの整備に努めます。
- 不審者や特殊詐欺から身を守る防犯訓練を実施するとともに、防犯機器や防犯グ

第３部 後期基本計画

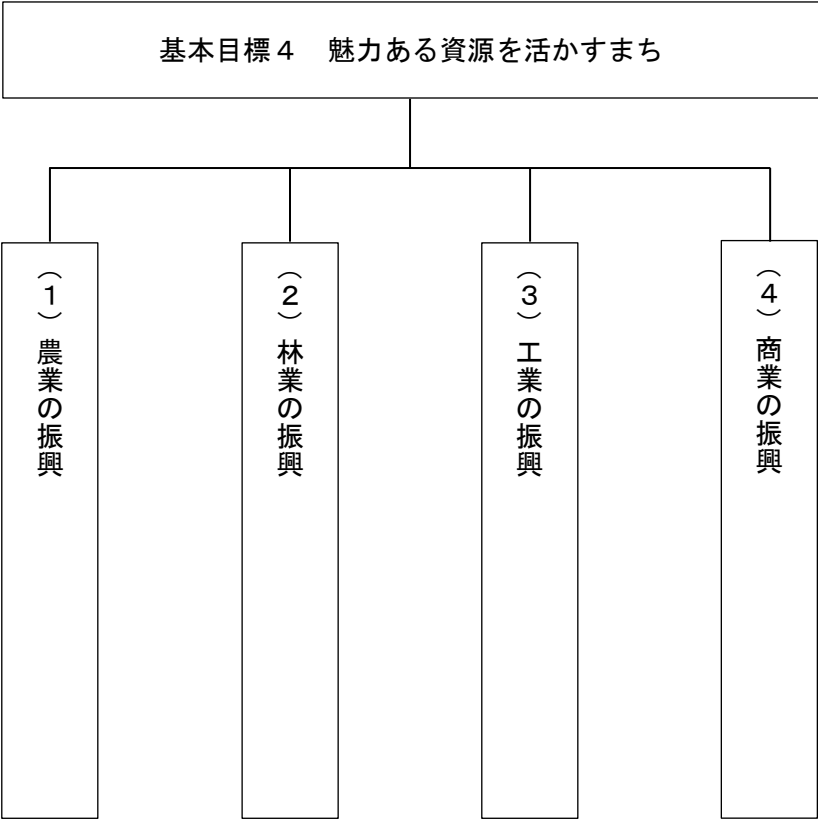
ッズ購入費の補助をおこない、住民の防犯意識の高揚に努めます。

第4節 魅力ある資源を活かすまち

《令和12（2030）年度の数値目標》

項目	現状	目標
1人当たり町民所得	229万円 (R3)	
うめその梅の駅への出荷者数	173人 (R6)	

《基本目標と基本施策の体系》



基本施策（１） 農業の振興

①方針

- 土地改良事業のほ場整備がおこなわれた区域については、町内でも数少ない優良農地として保全します。
- 農業後継者の育成・確保を図るとともに、遊休農地の流動化を進めるため、農地バンク制度及び新規就農者の育成を推進します。
- 中山間地域など地域の特性を活かした梅・ゆず栽培のほか、柑橘類やワラビ、キノコ栽培など特色ある産品開発を進めます。

②現況と課題

本町の農地は、東部地区の平坦地に水田が集中し、土地改良事業によるほ場整備が完了した如意地内の農地は優良農地となっており、大谷地区の一団の農地では、飼料用作物の作付地として利用集積が進み、有効利用されています。

しかし、農業従事者の高齢化や後継者不足により、耕作面積は年々減少が続いており、休耕地や耕作放棄地が町内の至るところで目立つようになっています。そこで、このような地域が抱える課題を解決するため、令和7年3月に大谷地区及び如意地区において、農業の将来の在り方をまとめた「地域計画」と、農地ごとに将来の利用者を明確化した「目標地図」を作成しました。

今後は、農業用水路などの整備を進めると同時に、農地バンク制度を活用した農地流動化を進め、担い手の確保に努めます。

また、西部地区の中山間地域は、県内有数の梅・ゆずの樹園地が広がっていますが、老木化した果樹の改植や新品種の導入が進まず、後継者不足による放棄園が目立つようになり生産能力が低下してきています。

梅については、越生べに梅のブランドをさらに高めるため、剪定や施肥の技術向上や新たな栽培技術を検討するとともに、近年被害報告が増加している特定外来生物クビアカツヤカミキリの被害から梅の木を守るために、薬剤交付事業を継続します。

ゆずについては、山間地の斜面を利用していること、また、高齢化が著しいことから、重労働により収穫されないものも多くなっている状況です。

そのため、梅・ゆずについては、付加価値を高めるための6次産業化の進展や、女性農業者の高いコミュニケーション能力を活かし、儲かる農業としての確立を図り、担い手となる後継者の確保に努めていく必要があります。

また、山間地域の特性を活かして山菜・キノコ類や柑橘類などが生産され、特産物として定着しつつあり、今後は、特色ある産品開発を進める必要があります。

北部地区は、八高線と河川に挟まれた鹿下地域での耕作放棄地が目立っています。今後は、地域ぐるみでの対策を検討する必要があります。

なお、町内ではイノシシ・ニホンジカ・アライグマなどの有害獣による農作物被害が増

第3部 後期基本計画

加傾向にあり、耕作を諦めざるを得ない農家が出るなどしており、防止柵の設置や捕獲活動の推進など対策を進める必要があります。

経営耕地面積・農家数の推移

	経営耕地面積				農家数(戸)
	合計(ha)	田(ha)	畑(ha)	樹園地(ha)	
平成 12 年	186	60	55	71	464
平成 17 年	143	45	42	56	457
平成 22 年	133	43	41	49	411
平成 27 年	119	36	35	49	368
令和 2 年	98	30	26	41	323

資料:農林業センサス

(各年 2 月 1 日現在)

③具体的な施策

ア 農業基盤整備の推進

- 農道、農業用水路など農業基盤は、耕作状況を勘案した整備を推進します。
- 耕作放棄地の発生防止を図るため、農地バンク制度などを活用し新規就農者や定年帰農者のための農地流動化を図ります。
- 農業用水の水質の向上を図るため、農業集落排水事業の効率的・効果的な維持管理に努め、合併処理浄化槽など地域に合った生活排水処理を進めます。
- 如意地内のほ場整備が完了した区域については、優良農地としての保全に努めます。

イ 地域の特性を活かした農業の推進

- 県内随一の出荷量を誇る梅については、生産量が減少傾向にあるため、新たな栽培技術や新品種の導入を促進し、収穫量の確保や市場価値を高めます。また、**J A**による「越生べに梅」の地域団体商標の取得に向けた取り組みを支援します。
- ゆずについては、県内有数の産地ですが、急斜面で収穫が困難なうえ、虎斑症による品質低下が懸念されています。そのため、低樹高栽培の指導や改植を促進するなど、産地としての保全に努めるとともに、6次産業化による新たな商品開発に努めます。
- 中山間地域の特性を活かしたキノコ類や柑橘類、ワラビなど、新たな産品として定着させるとともに、摘み取り体験など特色ある農業を推進します。
- 梅・ゆずの収穫体験や料理体験など、女性農業者のコミュニケーション能力を活かしたグリーンツーリズムを推進します。
- 定年帰農者を中心とした営農集団の育成に努め、新たな作物栽培への取り組みを支援します。
- 里山が有する生物多様性と有害獣と人里とを隔てる緩衝帯としての機能を維持するため、首都圏では少なくなりつつある里山の環境保全と景観形成に努めます。

ウ 後継者の育成・確保

- 新規就農者や定年帰農者の確保を進めるため、県農業大学校やJAが進めるいるま地域明日の農業担い手育成塾による就農事業を支援します。
- 女性ならではの感性や視点、高いコミュニケーション能力を活かし、新たな農業ビジネスを展開するため、女性農業者の活躍を支援します。

エ 農地貸借の円滑な推進

- 就農、営農するうえで障害となる農地の貸借を円滑におこなえるよう農地中間管理事業や農地バンク制度を活用し、農地流動化の円滑化を図ります。

オ 地産地消・6次産業化の推進

- 地域の農業者と消費者を結びつけるため、うめその梅の駅とインフォメーションセンターの直売施設の充実を図ります。
- 梅・ゆずフェアを開催し特産品の販売を促進します。
- 学校給食に地元食材を利用し、地産地消を推進します。
- 農業の6次産業化を推進し、新たな商品開発による儲かる農業を支援します。
- 梅、ゆずの販路拡大や農商工連携による商品開発など農産物のブランド化への取り組みを支援します。

基本施策（2） 林業の振興

①方針

- 森林を活かし健全な形で未来に引き継ぐため、木材の積極的な利活用を図り、森林資源の循環利用を促進する「活樹」を推進します。
- 良質な西川材を活用した木工建具の製作などを通じ、地場産木材の素晴らしさを実感することで、伐期を迎えた木材の需要が増えるよう取り組みを支援します。
- 森林をレクリエーションや癒しの場として活用するとともに、「越生ふれあいの里山」を森と人との共生林として、利活用を進めます。

②現況と課題

森林は木材生産のほか、水害や土砂災害の防止、多様な生物が生息する豊かな生態系の保全、二酸化炭素を吸収して地球温暖化を防ぐなど、社会を守るための様々な役割を果たしています。そして、健全な森林を育てるには「伐って・使って、植えて、育てる」という持続的なサイクルを回していくことが大切です。

本町の西部地域を中心としたスギ・ヒノキの山林は、西川材の産地として計画的に林道整備をおこなうなど、その森林の保護・育成に努めてきましたが、林業経営は木材価格の低迷や林業就業者の減少、高齢化の進行などにより、依然として厳しい状況にあります。

今後は、森林としての公益的な機能を発揮させるため、保全対策を進めるとともに、計画的な林道整備や民有林の主伐や間伐を促進する取り組みが必要です。

また、森林はレクリエーション機能の役割を担っていることから、ハイキングのまち宣言を通じた健康づくりや、森林浴による癒しの場として東京近郊から訪れる方が増える傾向にあります。

上野西山地区の「越生ふれあいの里山」は、森林ボランティアの協力を得ながら、里山の持つ生物多様性やヤマザクラを中心とした広葉樹などを活かした森林整備に取り組んでいます。

今後は、伐期を迎えたスギ・ヒノキを活用し、地場産木材の素晴らしさを実感できるようにすることで、地域の林業生産や製材加工等の木材産業の活性化を図ることが課題となっています。

林業就業者数の推移

(単位:人)

平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
20	5	4	4	8

資料:国勢調査

(各年 10 月 1 日現在)

③具体的な施策

ア 魅力ある林業経営の確立

- 森林環境譲与税を活用し、計画的な森林整備を進めます。
- 「越生町森林整備計画」に基づき、森林施業が効率的におこなえるよう林道の維持管理等に努めるとともに、森林の持つ公益的な機能の確保・保全を図ります。
- 公共施設における木材利用を推進するとともに、地場産木材を活用した木工製品の製造を進めるなど、木の持つ温もりや癒しの効果を広くPRします。
- 「越生ふれあいの里山」などの山林を活用し、森林サポーターの指導による間伐体験・植樹体験を通じて、林業を守り、維持していこうとする意識の醸成を図ります。

イ 森林の多目的利用の推進

- ハイキングのまち宣言による健康づくりや、森林の持つ多面的な機能を活かした森林浴や森林体験学習の場所として提供できる取り組みを進めます。
- 森林ボランティアや緑の少年団の活動などによる植樹活動を通じて、地球温暖化の防止や水害・土砂災害の防止への意識の醸成に努めます。
- 上野西山地区の県有林「越生ふれあいの里山」は、ヤマザクラやスギ・ヒノキなどの樹木や希少動植物の保全林として計画的な整備を促進し、隣接する町有林は計画的に主伐や間伐、植栽を実施し、健全な育林に努めます。
- 「越生ふれあいの里山」から大観山のさくらの山公園、五大尊花木公園までを「越生町森林整備計画」において保健文化機能森林として位置づけ、森林浴や花々に触れあえる場として計画的に整備を進めます。

基本施策（3） 工業の振興

①方針

- 中小企業や地場産業の技術力向上や近代化を商工会と連携して支援します。
- 工業、流通と商業が複合的に整備された新たな産業系土地利用を推進するとともに、良好な自然環境を活かした先端技術産業等の誘致活動を推進します。

②現況と課題

本町の伝統的な技術を誇る建具生産をはじめとする木工業は、県内でもトップクラスの技術力を有する地場産業として継承されてきました。

これらの地場産業を継承していくため、後継者対策、経営の近代化・安定化、生産技術の向上など、商工会と連携して支援していく必要があります。

また、町の税収の確保や町民の雇用機会の創出に向けて、主要地方道飯能寄居線バイパスの交通アクセスを利用し、工業施設、流通などの施設を、県などの関係機関との連携を強化して企業の誘致活動に取り組むなど、引き続き地元雇用の促進と就業活動を支援する必要があります。

工業の推移

	事業所数	従業者数 (人)	製造出荷額等 (万円)
平成 29 年	34	561	663,776
平成 30 年	32	545	721,096
令和元年	29	526	673,909
令和 2 年	29	520	770,160

資料:工業統計調査

(各年 6 月 1 日現在)

③具体的な施策

ア 地場産業等のＰＲ活動の推進

- 伝統的な木工・建具業をはじめとする地場産業の振興を図るため、商工会による組織化や消費者へのＰＲ活動を支援します。
- 道灌おもてなしプラザやうめその梅の駅などの展示スペースを活用し、木工・建具類の伝統技術をＰＲします。

イ 経営改善等の促進

- 商工会と連携して、国や県などによるさまざまな融資制度のＰＲに努め、中小企業の経営改善等を支援します。
- 商工会による経営改善事業や「おごせ一店逸品運動」、「越生ブランド製品」の創出等を支援します。

ウ 土地利用の推進

- 主要地方道飯能寄居線バイパスの交通アクセスを活用して工業・流通施設などの土地利用を推進するとともに、良好な自然環境を活かした丘陵地に先端技術産業や研究施設などの誘致が可能な土地利用を図ります。
- 県などの関係機関と連携を強化し、企業誘致の候補地の創出に努めます。
- 「越生町企業誘致条例」に基づく優遇制度の適正な運用に努め、制度の周知をおこないます。

基本施策（４） 商業の振興

①方針

- 商工会がおこなっている地域力・組織力を活かしたまち再生事業の取り組みを支援するとともに、大型店との共存共栄を目指した商業振興を図ります。
- 高齢者が気軽に安心して買い物ができる環境整備を図るなど、町内消費の拡大を図ります。
- 観光振興と一体となった商業振興を図るとともに、町全体で歓迎する体制づくりに努めます。

②現況と課題

本町の商業は、主要地方道飯能寄居線の沿道を中心に小規模な商店街が形成されていますが、近隣市町への消費者の流出が顕著になっています。

地元商店も越生スタンプ会などの組織を活用し、売り出しやPRなどをおこなっていますが、商店の活性化と地元吸収率を高めるため、高齢者が買い物をしやすい環境を整える工夫など、地域に根ざした施策を検討しなければなりません。

また、観光客に向けて、特色ある商店、魅力ある商店街づくりに努め、観光振興と連携した商業振興を進めていくことが必要となっています。

卸売業指標

	平成 28 年	令和 3 年	比較(%)
			R3/H28
商店数(店)	12	15	125.0
従業者数(人)	47	109	231.9
年間商品販売額(百万円)	933	3964	424.8

資料：経済センサス-活動調査(6月1日現在)

小売業指標

	平成 28 年	令和 3 年	比較(%)
			R3/H28
商店数(店)	65	65	100.0
従業者数(人)	321	283	88.1
年間商品販売額(百万円)	4,127	3,674	89.0
売り場面積(㎡)	10,222	8,995	88.0

資料：経済センサス-活動調査(6月1日現在)

③具体的な施策

ア まち再生事業等による取り組みの支援

- 商工会が実施している「まち再生事業」「買い物弱者支援事業」などの取り組みを支援します。
- 地元商店等がイベント会場で物品を販売することなどにより、特産品のPRを積極的におこなうとともに、リピーターの確保に努め、観光振興とあわせた商業振興を支援します。
- 町内で新たに起業する方を支援する「起業家応援事業」などの取り組みを継続します。

イ 商業環境の整備等の促進

- だれもが気軽に安心して買い物ができる商店街を整備するため、空地を利用した駐車場の確保や高齢者への気配りなど、地域に密着した魅力ある商業の創出に努めます。
- 大型商業施設と地元商店が共存共栄するために必要な調整を図り、消費の流出抑制に努めます。
- 町内に新たなサテライトオフィスの開設を支援し、企業等が取り組むワークバランスの充実や多様な働き方を促進します。

ウ 経営改善・起業の促進

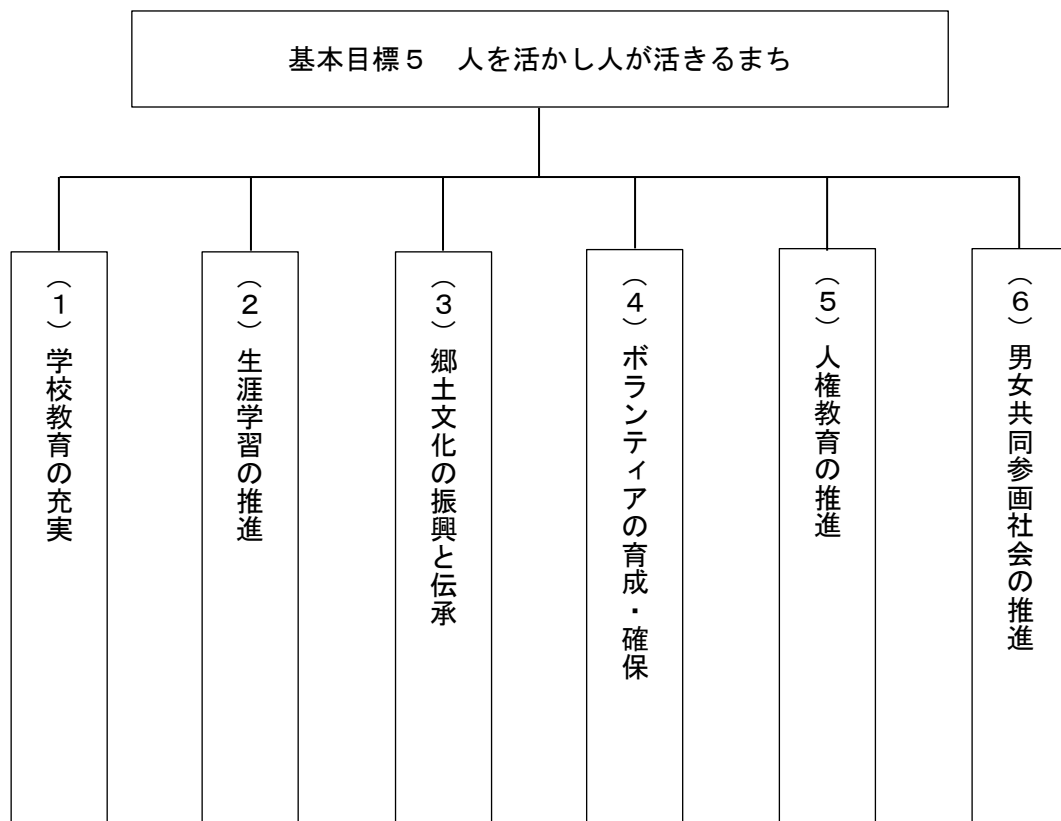
- 国や県などによるさまざまな融資制度のPRに努め、商工会と連携して中小企業の経営改善等を支援します。
- 近代経営、販売力強化や起業設立のノウハウ等の講演・研修会の開催を支援するため、商工会など関係機関との連携を図ります。
- 「起業家応援事業」を継続するとともに、町内事業者の販路拡大や事業継承などへの支援にも取り組みます。

第5節 人を活かし人が活きるまち

《令和12（2030）年度の数値目標》

項目	現状	目標
中学校卒業までに将来の夢や目標を持ち意欲的に取り組んでいる生徒の割合	89.2% (R7)	
住民意識調査で「生涯学習活動へ参加している・したい」と回答する割合	38.0% (R6)	

《基本目標と基本施策の体系》



基本施策（１） 学校教育の充実

①方針

- 各校の実情や児童・生徒の実態を踏まえた教育課程の見直しや教職員研修の充実および指導方法の工夫や改善等に努めます。
- 学校、家庭、地域、ボランティア組織が固有の教育力を発揮し、互いに連携し、教育活動を進めるとともに、保護者や地域住民の意見・要望を反映した学校づくりに努めます。
- 学校施設・設備等については、計画的に整備を進め、学習環境の整備・充実に努めます。

②現況と課題

本町では、豊かな自然環境のなか、心豊かな人間性と子どもたち一人ひとりの個性を尊重した教育の推進に努めてきました。また、子どもたちが安心・安全に学ぶことができる教育環境の整備をおこない、地域の特色を生かした学校づくりのための環境整備の充実に努めてきました。

特に、幼児期から義務教育修了までの十数年間は、心身ともに成長が著しい時期でもあります。近年の高度情報化、国際化、少子・高齢化など、変化の激しい社会に主体的に対応できる、能力や資質の基礎を培い、将来の越生町を担う子どもたちを育成することが必要であるため、学校や家庭、地域、ボランティア組織、それぞれが特有の教育力を十分に連携させることが何よりも重要です。

学校においては、基礎的、基本的な事項を確実に習得させ、それらを活用し、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断・行動できる能力の育成を図り、豊かな人間性や健康でたくましい心身を育む等、「知・徳・体」のバランスのとれた一貫性のある教育をおこない、「生きる力」を育成していくことが重要な課題です。

また、令和6（2024）年度に策定した「第4次越生町教育振興基本計画」に基づき、地域に開かれた学校づくりに努めるとともに、家庭や地域、ボランティア組織が一体となって、子どもたちの地域社会への積極的な交わりや地域ぐるみで子どもたちを育てる地域の教育力の発揮が望まれています。

第3部 後期基本計画

小学校の推移

(単位:人)

	学級数	児童数			教員数	教員一人あたりの児童数
		総数	男	女		
令和 2年	23	432	222	210	37	11.7
令和 3年	24	416	215	201	42	9.9
令和 4年	23	395	199	196	42	9.4
令和 5年	23	371	177	194	38	9.8
令和 6年	23	353	173	180	42	8.4

資料:学校基本調査

(各年5月1日現在)

中学校の推移

(単位:人)

	学級数	生徒数			教員数	教員一人あたりの生徒数
		総数	男	女		
令和 2年	9	236	126	110	22	10.7
令和 3年	10	220	119	101	19	11.6
令和 4年	10	215	108	107	19	11.3
令和 5年	11	210	110	100	23	9.1
令和 6年	11	213	109	104	21	10.1

資料:学校基本調査

(各年5月1日現在)

③具体的な施策

ア 学校教育の充実

- 特色ある学校教育を推進し、児童・生徒の「生きる力」を育む教育の推進に努めます。
- 幼・保・小連絡協議会の活動を通して、幼稚園や保育園からの就学にあたり、事前に情報交換等をおこない、相互理解を深めます。
- 越生、梅園小学校の合同行事等による小小連携の充実を図り、越生中学校への円滑な接続に努めます。
- 「小中一貫教育」を推進し、義務教育9年間を通じて「知・徳・体」のバランスのとれた子どもの育成を目指します。
- 小学生の外国語活動や中学校英語にALT¹²を配置するほか、小学3年生から中学3年生までが受験する英語検定の検定料の一部を助成し、国際化に対応できる児童・生徒の育成に努めます。
- さわやか相談員の配置や教員の学校カウンセリング研修の充実を通して児童・生徒の自己実現を支援する教育相談、就学相談の体制および活動の充実に努めます。
- 越生町の「3つのあ（あいさつ、あしもと、あとしまつ）」を推進し、規範意識や豊かな心を育む道德教育の充実に努めます。
- 体力向上推進委員会の取り組みにより、児童・生徒の体力の向上を図るとともに、家庭を含めた食育の推進を図り、健康の増進に努めます。
- 法令研修や校内研修はもとより、入間北部教育委員会連絡協議会、埼玉県教育委員会等の委嘱研究を受け入れるとともに、経験年数・能力に応じた研修により教職員の資質の向上に努めます。
- ICTを活用した多様な授業展開と「society5.0」時代の到来を考慮した教育環境づくりを推進します。
- めぐまれた里山の自然環境を活かした森林教育や特産果樹である梅を活用した体験を実施し、郷土を愛する心や創造力の醸成に努めます。
- 町内在住のすべての小学生・中学生に「おいしい給食の無償化」を引き続き実施します。

イ 家庭・地域の教育力の向上

- 学校や家庭、地域特有の教育力を発揮するため、民生・児童委員との懇談会、学校公開および各種保護者会、各学校への学習協力員の配置など、児童・生徒一人ひとりにあった教育活動を実践するとともに、開かれた学校づくりに努めます。
- 学校運営協議会や学校応援団の取り組みを通して、地域社会の理解や協力を得て、開かれた学校づくりをさらに推進するとともに、地域の人材活用など教育財産の有効利用に努めます。
- 地域やボランティア組織と連携・協力しながら、地域ぐるみの学校安全体制を整

¹² ALT：外国語指導助手。日本人の教員を補佐し、主に会話の指導にあたる外国人補助教員。

備し、児童生徒の安全を確保する取り組みを進めます。

ウ 計画的な施設・設備の整備

- 学校施設の改修等を計画的に進め、安全で快適な学習環境づくりに努めます。
- 学校設備を定期的に検査し、安全に努めます。

基本施策（2） 生涯学習の推進

①方針

- 生涯学習の機会を求める人々は増加傾向にあるため、行政だけではなく学校・地域・関係団体などとの連携を考慮した総合的な施策や事業を推進します。
- 町民一人ひとりがいつでも気軽にサークル活動やスポーツを通じて学ぶことができるよう、「広報おごせ」やホームページなどを活用した情報の提供をおこなうとともに、学習・指導方法などについて適切な支援のできる体制を整えます。
- 生涯学習で学んだ成果をボランティア組織や地域づくり部会のなかで、活用できる仕組みを整えます。

②現況と課題

近年では、情報化社会が進み、その時代のニーズに応じた新しい知識や情報がリアルタイムで収集できるようになりました。また、生活水準の向上や余暇の広がりなどにより、人々の欲求は物質的な豊かさから趣味嗜好を通じた憩いや癒しを求める精神的な豊かさへと変化し、それぞれのライフスタイルにあった文化活動やスポーツ・レクリエーションを楽しむ方が増え、学習意欲も向上しています。

本町では、令和6（2024）年度に策定した「越生町教育振興基本計画」に基づき、「一芸・一スポーツ・一ボランティアの推進」、「越生が誇る歴史文化の継承と活用」、「生涯学習施設の環境整備」の3つの基本方針を定め、行政だけではなく、学校や地域、関係団体などと連携を図りながら事業を推進し、町民が生きがいをもって主体的に生涯学習に取り組むことができる環境づくりに努めてきました。

具体的な事業としては、生涯学習情報紙「まなびとつどい」や生涯学習広報紙「まなびあい」の発行、おごせまなび亭出前講座など、日頃の学習や文化活動の成果を発表できる場として文化祭を開催しています。

また、スポーツ面では、野球、サッカー、バレーボール、卓球、グランドゴルフ、パークゴルフなどの各種スポーツ大会やスポーツイベントを開催しているほか、ニュースポーツの普及奨励に努め、地域の健康づくりを推進しています。

行事によっては、参加率にばらつきがあるなどの問題もあるため、今後は、町民が「いつでも、どこでも、だれでも」気軽に、積極的に参加ができるように工夫を凝らし、さらに学習内容の充実を図るため、さまざまな取り組み事例の提供に努める必要があります。また、絵画や俳句、短歌など文化活動として学んだ成果や、スポーツを通じての健康づくりなどを、それぞれの地域づくりや新たなまちづくりに活用できる仕組みを整えることが大きな目標でもあり課題となっています。

第3部 後期基本計画

公民館利用状況

	中央公民館		やまぶき公民館		ゆうがく館		梅園コミュニティ館	
	回	人数	回	人数	回	人数	回	人数
令和2年度	330	3,755	951	7,297	74	472	89	813
令和3年度	52	1,157	992	7,769	106	834	117	1,046
令和4年度	74	1,589	1,470	11,166	198	1,494	398	2,539
令和5年度	601	8,097	1,477	12,972	208	1,573	379	3,586
令和6年度	609	8,698	1,409	12,598	258	1,800	366	4,542

資料:生涯学習課

体育施設利用状況

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	回	人数	回	人数	回	人数	回	人数	回	人数
夜間照明施設	63	1,094	106	968	56	526	39	433	43	576
武道館	4	32	33	212	8	59	9	101	19	186
越生小 体育館	62	819	145	3,165	109	2,838	119	3,160	126	3,323
梅園小 体育館	82	1,129	86	1,474	69	2,222	61	1,804	66	1,884
越生中 体育館	132	906	178	2,070	73	935	81	1,486	124	1,687
中央公民館 体育館	544	7,330	39	519	630	7,953	640	9,757	525	8,234
運動公園 テニス場	147	754	227	1,960	228	1,516	236	1,418	213	1,419
運動公園 野球場	57	1,755	56	1,251	59	1,385	78	1,934	63	1,382
弓道場	33	84	33	79	75	200	121	349	187	1,224
いこいの広場	128	1,984	120	1,509	117	2,618	111	3,737	98	3,790
越生中武道場	119	2,738	146	2,436	219	4,621	244	3,573	237	3,472
パークゴルフ場	291	2,447	324	2,474	247	1,829	4,634	4,634	5,659	5,659

資料:生涯学習課

③具体的な施策

ア 生涯学習体制の充実

- 多様化する学習ニーズを的確に把握するため、利用団体や利用者から意見・要望を聴取し、公民館講座の充実・発展に努めます。
- 町民と行政とのパートナーシップに基づいた生涯学習を推進し、だれもが積極的に学習活動ができるよう文化サークル活動の充実を図るとともに、さまざまな芸術・文化の振興に努めます。
- 生涯学習の先進的な取り組み事例や講座・講演会などの情報を提供するとともに、リーダーの育成も支援します。
- 生涯学習人材登録制度の見直しを図り、新規登録者の促進と活用しやすい方法を研究します。
- 地域づくりやまちづくりを推進するため、生涯学習活動から得た知識や技術が活用できる仕組みを整えます。
- 生涯学習関連団体の協力を得ながら文化祭を開催し、学習の成果を発表する場を提供します。
- 梅園コミュニティ館は、梅園コミュニティ館運営協議会により、具体的な事業を企画運営し、梅園地域における生涯学習の拠点として積極的な活動を推進します。
- 県立図書館や県内の市町村立図書館、近隣の大学図書館等との連携を強化し、町民のニーズに対応できる高度な情報提供機能を持った図書館として充実を図ります。
- 梅園コミュニティ館内に開設した「町立図書館梅園分室」に児童書や一般書、雑誌などを配本し、梅園地域の読書環境の整備と読書普及に努めます。
- 町立図書館の蔵書を各小中学校図書館に配本し、貸し出しをおこなうことにより蔵書の有効活用と小中学校児童・生徒の読書環境の充実に努めます。
- 高齢者人口の増加にともない、図書館の果たす役割も重要になることから、高齢者向けの資料を整備するとともに、居心地の良い空間の確保に努めます。

イ 生涯スポーツ体制の充実

- 「全町民一スポーツ」運動を奨励し、町民の意見を反映したスポーツ・レクリエーションの充実とニュースポーツの普及奨励を図るとともに、町民の年齢層にあわせた体力づくりと健康づくりを進めます。
- 各種指導者講習会などの情報を提供するとともに、リーダーの育成を支援します。
- 町内の体育施設の適正な維持管理に努めます。
- スポーツ部門における生涯学習人材登録制度の新規登録者の促進と活用を図ります。
- スポーツを通じて学習したことを、地域づくりなどの健康づくり事業に活かせる仕組みを整えます。
- スポーツ推進委員やスポーツ関連団体の協力を得てスポーツフェスティバルをはじめとする各種スポーツ大会を開催します。

第３部 後期基本計画

- こどもたちの基礎体力づくりや、スポーツを通じた「生きる力」を育むため、スポーツ少年団活動を支援します。

基本施策（3） 郷土文化の振興と伝承

①方針

- 町民共有の財産である文化財の保護と活用を推進し、文化財保護思想の普及に努めます。
- 民俗行事や民俗芸能を保存継承し、伝統文化が息づく地域社会を大切に守ります。
- 芸術文化活動を通して、文化の香り高いまちづくりを進めます。
- 郷土研究の輪を拡げ、歴史や自然への関心を高めます。

②現況と課題

本町には、国指定2件、県指定17件、町指定38件、国登録5件をはじめとするさまざまな文化財があります。これらは恵まれた自然と、特色ある歴史環境のなかで守り伝えられてきた次世代へ引き継ぐべき貴重な歴史文化遺産であり、おごせの個性的な「かお」の一つとなるもので、計画的に適切な保護策を講じていくことが必要です。

ふるさとの歩みを正確に記録し後世に伝えることを目的に、昭和52（1969）年度から進めてきた町史編さん事業は、原始から近代までを『越生の歴史』全6巻にまとめ、平成11（1999）年度に完結しました。平成13（2001）年度からは、「みどりとせせらぎのまち・おごせ」を考える礎とするために、「自然史編」の編さん事業に着手し、地象、水象、気象、動物、植物の諸分野にわたって実施した総合調査の成果を、平成19（2007）年度に『越生の自然』として公刊しました。補足・継続調査の実施および調査成果の適切な保存と活用が今後の大きな課題です。

地域で守り伝えられている伝統行事や民俗芸能については、少子・高齢化にともない、関係者は保存継承に苦心しています。おはやし・獅子舞・神楽などの保存団体への積極的な支援が必要不可欠です。

また、多種多様化する町民の活発な芸術文化活動に応えるために、発表の場を設け、芸術鑑賞の機会を提供するなど、芸術文化振興事業の一層の充実も求められています。

文化財を適切に保護し、周知と活用を通して町民の郷土への関心を深め、観光振興にもつながる施策を継続していくことが大切です。

第3部 後期基本計画

文化財指定状況

区分	種 類	名 称	指定月日	区分	種 類	名 称	指定月日
国	絵 画	絹本著色 高野明神像・丹生明神像	明. 39. 4. 14	町	工芸品	八幡神社の金剛盤	昭. 37. 2. 14
						最勝寺の笈	昭. 46. 2. 2
		絹本著色 釈迦三尊及び阿難迦葉像	大. 3. 4. 17		典 籍	法恩寺年譜	昭. 38. 3
県	建造物	龍穩寺経蔵	昭. 58. 3. 22			龍穩寺一切蔵経	昭. 56. 7. 10
		絵 画	絹本着色両界曼荼羅	考 古	興禅寺の板碑	昭. 37. 2. 14	
	彫 刻	木造如意輪観音半跏像	昭. 39. 3. 27		太平山栄円の墓	昭. 37. 2. 14	
		木造薬師如来立像	平. 3. 12. 6	歴 史	梅園神社の棟札	昭. 37. 2. 14	
		木造五大明王像	平. 12. 3. 17		亀田鵬斎書 幟	平. 21. 7. 27	
	工芸品	龍穩寺銅鐘	昭. 48. 3. 9		鈴木金兵衛の巡拝碑と句碑	平. 26. 4. 9	
		金銅装説相箱及び戒体箱	平. 28. 3. 15		渋沢平九郎の位牌	令. 4. 9. 26	
	旧 跡	太田道真退隠地	昭. 36. 9. 1		渋沢平九郎の墓	令. 4. 9. 26	
		田代三喜生地	昭. 36. 9. 1	有 形	越生神社祭典 河原町山車	昭. 63. 4. 1	
		伝山吹の里	昭. 36. 9. 1		〃 新宿町山車	昭. 63. 4. 1	
	名 勝	越生の梅林	昭. 15. 3. 31		〃 上町山車	昭. 63. 4. 1	
		天然	上谷の大クス		〃 仲町山車	昭. 63. 4. 1	
	記念物	黒山の特殊植物群落	昭. 31. 11. 1		〃 本町山車	昭. 63. 4. 1	
		大高取山のコシダ群落	昭. 39. 3. 27		〃 黒岩町山車	昭. 63. 4. 1	
		梅園神社のスダジイ林	昭. 49. 5. 28		越生神社 神輿	平. 23. 9. 28	
		龍穩寺の着生植物群	平. 25. 3. 12		西和田天王社 神輿	平. 24. 7. 13	
		龍ヶ谷の障子岩 (断層鏡肌)	令. 2. 2. 21	無 形	八幡神社の獅子舞	昭. 49. 11. 28	
					東山神社の獅子舞	平. 9. 4. 1	
					梅園神社の獅子舞	平. 9. 4. 1	
					住吉神社の獅子舞	平. 9. 4. 1	
町	建造物	龍穩寺の山門（無相門）	昭. 46. 2. 2	史 跡	渋沢平九郎自決の地	昭. 37. 2. 14	
		大宮神社本殿	平. 12. 8. 24		龍ヶ谷のヤマザクラ	平. 9. 4. 1	
		八幡神社本殿	平. 12. 8. 24	天 然	魁雪	令. 7. 1. 9	
		梅園神社本殿	平. 12. 8. 24				
		熊野神社社殿	平. 12. 8. 24	国	登 録	岡野家住宅土蔵	平. 20. 7. 8
	彫 刻	大宮神社の聖天像	昭. 37. 2. 14			岡野家住宅店蔵	平. 20. 7. 8
		高蔵寺の地藏像	昭. 37. 2. 14			金子家住宅主屋	平. 26. 4. 25
		中村薬師像	昭. 37. 2. 14			星野家住宅主屋及び袖蔵	令. 2. 4. 3
		下ヶ戸薬師十二神将像	昭. 49. 11. 28			世界無名戦士之墓	令. 2. 4. 3
		法恩寺大日如来坐像	昭. 57. 6. 25				
		見正寺聖観音立像	昭. 57. 6. 25				
		石造役行者坐像付石像4軀	平. 19. 4. 17				

(令和7年3月31日現在)

③具体的な施策

ア 文化財の保護と活用

- 文化財の現状を把握し、防火・防災体制の整備、修理・修復、説明板・標識の設置など、それぞれの特性に応じた適切で計画的な保存活用策を講じます。
- 埋蔵文化財（遺跡）保護体制の整備を図るため遺跡地図や遺跡台帳などの整備と適正な管理に努めます。
- 「ハイキングのまち宣言」と連携して、「おごせは町ごと博物館」構想の具体化を進めます。

イ 伝統民俗行事・民俗芸能の保存と継承

- 祭り・おはやし・獅子舞などの行事や芸能の継承と発展に努めます。

ウ 芸術文化活動の推進

- 町民による芸術文化活動の発表の機会を増やすとともに、町内外の芸術家の協力を得て、身近で優れた芸術文化に触れられる美術・工芸展や演奏会などの開催を積極的に企画、後援します。
- 町民の芸術文化活動の牽引者としての、文化協会の発展と充実を支援します。

エ 郷土史研究の充実

- 文化財保護事業、町史編さん事業に係る各種調査研究成果、データの保存と活用に努めます。
- 古文書・古記録類、民具などの収集整理や調査保存を継続します。
- 講座や研修会などを開催し、町民の郷土の歴史や自然への関心を高めます。
- 民俗・建造物・石造物などの未着手・未報告分野の調査を継続し、成果を刊行物等によって公表します。
- さまざまな機会を通じて、文化財保護思想の普及を図り、町民参加による文化財保護を目指します。

オ 産業振興策、観光事業との連携強化

- 産業振興や観光事業と連携した、地域の資産としての文化財の活用を推進します。
- 地場産業の振興や後継者の育成につながる伝統技術や技能の紹介や記録保存に努めます。

基本施策（４） ボランティアの育成・確保

①方針

- ボランティア組織の活動内容を紹介することにより賛同者を募ります。
- ボランティア組織の活動に対して支援するとともに、新たな組織の育成・確保に努めます。

②現況と課題

本町では、地域における花づくりや道路の草刈り、ごみ拾いなどをはじめ、社会福祉協議会を通じた福祉ボランティア、スポーツ団体による各種スポーツ大会の運営など、さまざまなボランティア活動がおこなわれています。

また、今日の不安定な社会経済状況を反映して、多くの町民により地域の安全やまちづくりに関する自主的な取り組みもおこなわれ、ボランティア意識の高揚がみられるようになりました。

特に、登下校時に子どもたちを、交通事故や犯罪から守りたいという意識が強まり、見守りボランティアによる見守り活動が実施されています。また、各地区の賛同者により、越生駅の周辺を防犯パトロールする取り組みが始まり、現在では、駅前広場に駅前防犯センターが設置され「駅前防犯パトロール隊」として、積極的な防犯ボランティア活動が展開されています。

このような、町民一人ひとりや各種団体のボランティア活動は、まちづくりの重要な役割を担っており、今後も少子高齢社会および人口減少社会の急速な進展にともない、ますます重要となっていきます。町は、これらの活動の自主性・自発性を尊重しながら、情報や機会の提供をはじめ活動しやすい環境をつくるとともに、新たなボランティア団体の育成・確保に努めていく必要があります。

③具体的な施策

ア ボランティア組織の育成・確保・充実

- こどもたちの安心・安全の確保や地域の防犯活動、社会福祉協議会を通じた福祉活動、観光案内、地域の草刈り活動などを「広報おごせ」に掲載し、ボランティア活動の紹介と賛同者の募集をおこない、ボランティア組織の育成・充実を図ります。
- まちづくりに取り組んでいる団体等からの提案事業に対して支援をおこないます。

基本施策（5） 人権教育の推進

①方針

- 同和問題をはじめとするあらゆる人権問題に対する理解と認識を深め、一人ひとりが互いの人権を尊重し、「差別のない明るい社会」の実現を目指します。
- 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」および「部落差別の解消の推進に関する法律」などにに基づき、啓発活動や研修内容の充実に努めます。
- 家庭内暴力などの被害に遭っている方が、いつでも気軽に相談できる体制を整えます。

②現況と課題

人権は、一人ひとりが人間として尊重され、幸せな生活を送るために、日本国憲法で「基本的人権」として保障されているものです。「基本的人権」は、一人の人間としての尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を送るために欠かすことのできない権利です。しかし、現実的には、同和問題をはじめ、高齢者、障がいのある方、こどもたちなどの弱者に対する差別や偏見が依然として根強く残っています。また、弱者を狙った凶悪な犯罪や、家庭内における暴力行為（ドメスティックバイオレンス）なども後を絶たない状況です。

我が国では、平成14（2002）年3月に「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、人権問題がますます複雑、多様化するなかで、多様な学習機会の提供、地域の実情にあった人権教育のあり方、国、地方公共団体および国民の責務等について示すとともに、同和問題や弱者保護、外国人、H I V感染者、犯罪被害者、インターネットによる人権侵害、L G B T、新型コロナウイルス感染者などを重要課題として、あらゆる差別の解消に向けた取り組みがおこなわれてきました。特に、同和問題では、平成28（2016）年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されたことにより、差別や偏見のない、豊かで明るい社会の実現を目指しています。

また、県においても、平成14（2002）年3月に策定された「埼玉県人権施策推進指針」に基づき「埼玉県人権教育推進プラン」を策定し、人権尊重の視点に立った施策を総合的かつ効果的に推進しています。さらに、令和4（2022）年7月には、「部落差別解消の推進に関する法律」の基本理念にのっとり「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例」を施行し、部落差別のない社会を実現するため、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに部落差別の解消を総合的に推進しています。

本町でも、平成5（1993）年に人権尊重のまちづくりを目指して「人権尊重都市宣言」を決議し、基本的人権の尊重と差別のない明るい社会の実現に努めてきました。多様化する人権問題についての課題や取り組みを明確にするとともに、人権問題の早期解決に向けて、研修会の開催、広報活動など各種事業の推進に努め、一定の成果を挙げることができました。

第3部 後期基本計画

今後も、さまざまな人権問題の解決に向けて、町民一人ひとりが正しい理解と認識を持てるよう、あらゆる機会を通じて人権意識の啓発を推進し「差別をしない・させない・ゆるさない」という基本理念を広めていくことが重要です。また、差別を受けている人たちが安心して、いつでも気軽に相談できる体制づくりにも努めていく必要があります。

③具体的な施策

ア 人権教育・人権啓発の推進

- 行政が各種団体と連携を図り、計画的に人権教育および啓発に関する講演会や研修会などを開催することにより、町民に人権問題を正しく理解していただき「差別のない明るい社会」の実現に努めるとともに、地域、家庭、職場などにおける指導者の育成に努めます。
- 県および町の人権教育推進協議会との連携により、研修会の充実を図るなど、人権意識の高揚に努めます。
- 「広報おごせ」などを活用し、啓発標語などを積極的に掲載します。

イ 相談業務の充実

- 人権擁護委員による「人権相談」などの各種の相談窓口の開設をお知らせするとともに相談業務の充実を図ります。
- イベント会場などでパンフレットを配布するなど、人権意識の高揚に努めます。
- 家庭内暴力や児童虐待など、犯罪の可能性のある相談事例については、警察等関係機関との連携を強化して、プライバシーの保護や未然に犯罪を防ぐことのできる体制を整えます。

基本施策（6） 男女協働参画社会の確立

①方針

- 男女それぞれが一人の人間としてお互いに人権や生き方が尊重され、性別による固定概念や役割分担意識にとらわれない地域社会を目指します。
- 「男女共同参画プラン」に基づき、各種審議会や委員会委員に女性の登用を積極的におこない、男女がともに参画し活躍できる環境づくりに努めます。

②現況と課題

男女平等の社会を目指す動きは、平成 11（1999）年に「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女共同参画社会の実現を目指す動きが高まりました。さらに、この基本法に基づき、翌年には「男女共同参画基本計画」が策定され、10 年間の長期的な政策の方向性と 5 年間で行政や国民が取り組むべき具体的な施策が示されました。

しかし、依然として家庭や職場、地域社会などに女性に対する固定的な役割分担意識が残っており、実質的な男女平等の実現のためには、解決しなければならない多くの課題があります。

本町では、女性情報紙として「ハンド&ハンド」の「広報おごせ」への掲載や、フォーラムの開催、男女共生推進会議の設置などにより、意識の啓発に努めてきました。

また、「男女共同参画プラン」に基づき、啓発機会の拡大や情報の提供、各種審議会、委員会などへの女性の積極的な登用など、男女共同参画社会に向けた総合的な取り組みを進めています。

今後、男女共同参画社会を確立するためには、女性自身の意識改革はもとより、あらゆる分野で男性主体の価値観の見直しや、従来の固定的な役割分担意識を解消し、女性の能力を十分に発揮して、社会のあらゆる分野へ男女ともに参画できる平等な地域社会を形成することが重要です。

③具体的な施策

ア 男女平等の社会づくりの促進

- 男女それぞれの概念や固定的な役割分担意識を見直すため、男性にも女性にも役立つ情報提供や意識啓発をおこないます。
- 家庭や学校における男女平等教育の充実を図ります。
- 男女がともに自立し、多様な選択を可能にする学習機会の提供などに努めます。

イ 男女がともに働きやすい環境づくりの促進

- 仕事と家庭生活の両立が図られるよう、少子・高齢化に対応した子育てや介護支援の充実を図ります。
- 事業者の理解と協力を得ながら、職場における男女平等や多様な就業形態を可能にする環境づくりを促進します。

ウ 男女がともに参画できるまちづくりの推進

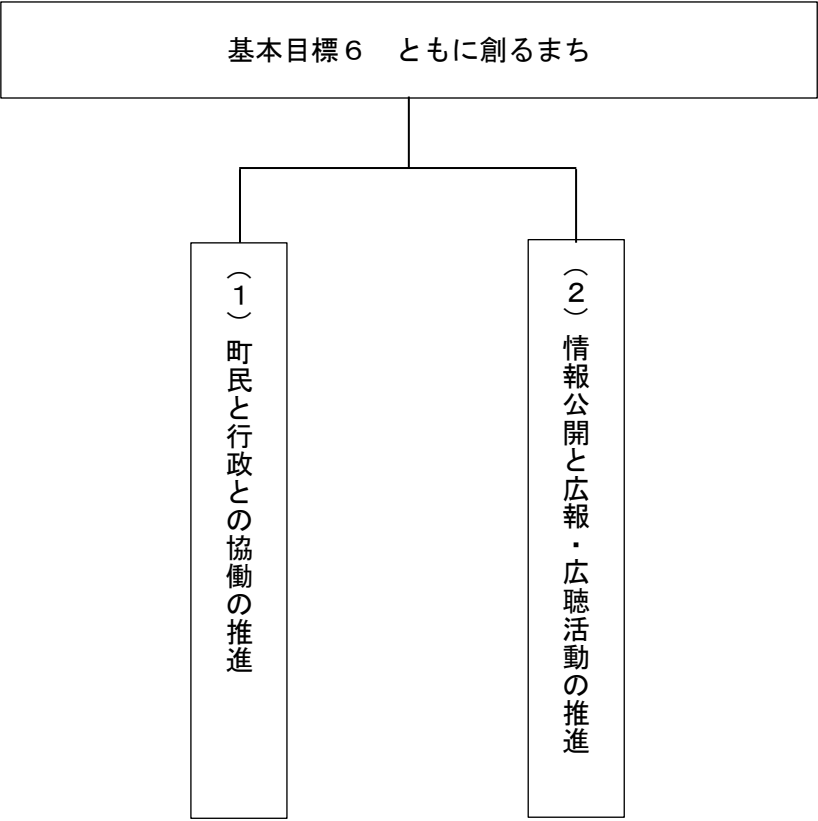
- 重要な政策決定などについて、女性の意見・要望を反映する機会を拡充するため審議会などへの女性委員の登用を積極的に進めます。
- 地域づくりやまちづくりを進めるうえで、男女がともに理解・協力しあい、特色ある事業が展開できるよう支援します。

第6節 ともに創るまち

《令和12（2030）年度の数値目標》

項目	現状	目標
ホームページアクセス数	82万回 (R6)	
住民意識調査で町政に「非常関心がある・関心がある」と回答する割合	44.2% (R6)	

《基本目標と基本施策の体系》



基本施策（１） 町民と行政との協働の推進

①方針

- 町民が行政に参画し、ともにまちづくりを進める「町民と行政との協働」を推進します。
- 町民と行政とがお互いに不足する部分を補えるよう、自助・共助・公助の連携を強化し、協力しながら、課題の解決に取り組みます。
- まちづくりの主要な計画の策定については、町民が参画する機会の拡大に努めます。
- 町民団体がまちづくりに参画する機会を広げます。

②現況と課題

将来にわたって健全なまちづくりを進めていくためには、町民と行政が、共通した課題に向かって相互理解を深め、それぞれの役割を認識し、協働によるまちづくりを進めていくことが重要です。

本町では、これまで町民に関わりの深い行政サービスや福祉、教育などまちづくりに関することは、町民の意見を町政に反映するよう努めるとともに、主要な計画の策定にあたっては、町民が参画する機会を設け、町民団体や地域ボランティアと連携を図りながら、さまざまな問題を解決したり、新たなまちづくりに取り組んだりしてきました。

今後も町民の意見を尊重したまちづくりを進め、行政が町民のニーズに応えていくためには、町民と行政が一緒になってまちづくりを考える機会を広げることが必要です。

③具体的な施策

ア 町民と行政との協働によるまちづくりの推進

- 町民と連携を図りながらさまざまな課題を解決し、新たなまちづくりの方策を検討していきます。
- 重要施策については町民の意見を聴取し、町民の参画による事業展開を図ります。
- 町民、事業所、行政が共通の課題と目標を持ち、自助・共助・公助の連携による取り組みを推進します。

イ 町民参画の機会拡大

- まちづくり等に関連する主要な事業については、計画の段階から町民が参画する機会を広げ、町民の意見を尊重しながら計画を進めます。
- 「越生町パブリックコメント¹³手続実施要綱」に基づき、町民からの意見をまちづくりに反映します。
- 町民団体による公益な活動を支援し、まちづくりへの自発的な活動と行政への参画を促進します。

¹³ パブリックコメント：町が政策等を決定する際に広く町民の意見を公募し、それを考慮して最終決定をおこなう。

基本施策（２） 情報公開と広報・広聴活動の推進

①方針

- 町民の知る権利と行政の説明責任を保障し、開かれた町政を実現するため、財政状況をはじめ、町民に必要な行政情報を、さまざまな手段を用いて積極的に公表します。
- 広報活動の充実を図り、行政の透明化を推進します。
- 町民の意見・要望を町政に反映させるため、広聴活動の充実を図ります。

②現況と課題

近年のインターネットの普及により、あらゆる分野の情報がリアルタイムに発信されるなど、情報化社会が急激に進展しました。

行政情報の周知と行政に対する関心をさらに高めるためには、「広報おごせ」やホームページ、町政情報コーナーをより充実させるとともに、町の財政状況についても積極的に公開するなど、開かれた町政を目指し、町民と行政との信頼関係を一層深めていくことが必要です。

また、町民が共感を持って行政に参画するためには、行政課題の共有と行政の政策決定過程の透明化を図りつつ、町民の意見に耳を傾け、町政運営に反映させることが重要です。

③具体的な施策

ア 積極的な情報の公開

- 多様化、高度化する町民の知る権利を保障し、町民サービスの向上を実現するため、情報公開制度の充実を図ります。
- 主要な計画の策定に関する審議経過などの情報を提供できるよう努めます。

イ 広報活動の充実

- 「広報おごせ」やホームページの充実を図るとともに、**町公式SNSなど、多様な媒体を活用して町や議会、地域などさまざまな情報の提供を推進します。**
- 町の予算・決算の概要について、施政方針や成果などを含めて、積極的に情報を発信します。
- 行政情報の周知を図るため出前講座¹⁴の充実と利用の促進を図ります。

ウ 広聴活動の充実

- 町政の課題や問題点を取りあげたアンケートを実施し、町政運営に反映させます。
- 手紙や電子メールによる「町長への提案」制度の充実を図り、町民が気軽に町政に対して提案ができる体制づくりに努めます。

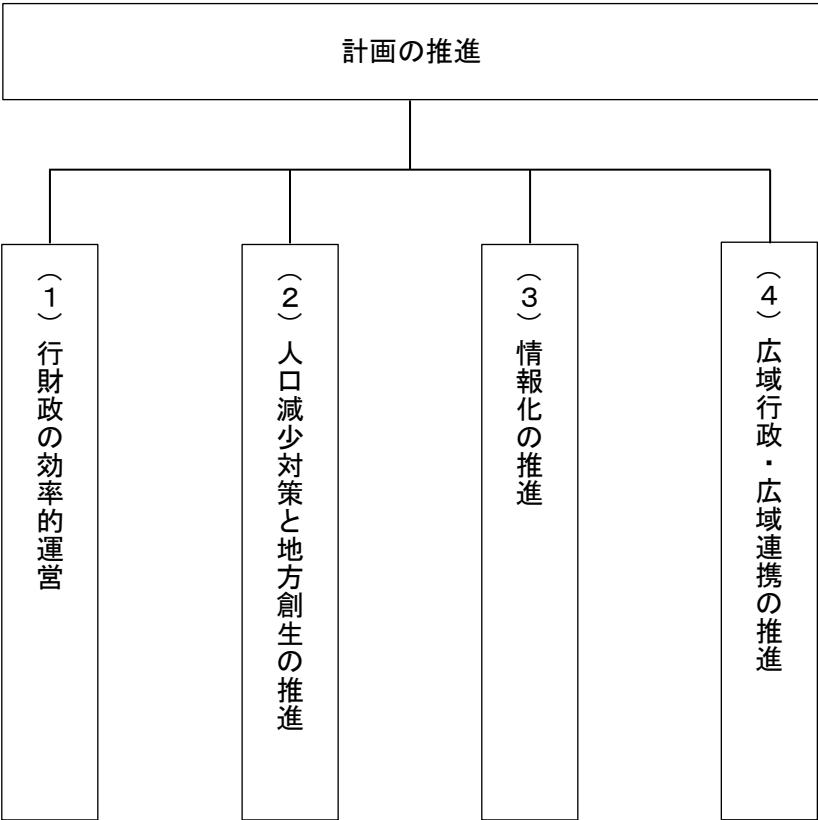
¹⁴ 出前講座：おごせまなび亭出前講座。町民が知りたい、聞きたい、学びたいことについて、町職員が団体、グループの集会などに出向き、説明・情報提供などをおこなう機会。

第2章 計画の推進

《令和12（2030）年度の数値目標》

項目	現状	目標
経常収支比率	89.9% (R5)	

《基本目標と基本施策の体系》



第1節 行財政の効率的運営

本町は、首都50km圏にありながらも人口の減少が続くとともに、法人数も減少傾向にあり、自主財源である税収の確保が喫緊の課題となっています。一方で地方分権社会や超高齢社会の進展に伴い、町民ニーズはますます多様化・複雑化しており、これらの変化に的確に対応し、きめ細やかで効果的な町民サービスを提供していくためには、自治体DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進が不可欠となっています。

また、町税の収納率の向上や効率的で効果的な事業選択など、限られた財源の確保と効率的な活用を図り、計画的な財政運営に努め、将来にわたって持続可能な行政サービスを提供することが必要です。

〈対応〉

① 行政の効率的運営

- ア 効率的な行政運営を推進するため、町民ニーズを町政に反映するよう努めます。
- イ 目的と成果を比較・評価し、継続的な成果重視の行政運営を実現するため、PDC Aサイクル¹⁵の構築に努めます。
- ウ 基本計画の進捗状況と達成度を把握し、効率的な事業運営に役立てます。
- エ 各課（局）横断的な組織体制により自治体DXを推進し、町民の利便性向上と業務効率化を図ります。
- オ 行政手続きのオンライン化を進め、オンラインで申請できる業務数を増やします。
- カ 多くの町民が行政のデジタル化の恩恵を享受できるよう、デジタルデバイドの解消とITリテラシーの向上に努めます。
- キ 基幹系、LGWAN系、インターネット系などのネットワークを適切に管理し、情報セキュリティ対策を徹底します。

¹⁵ PDC Aサイクル：事業における管理業務を円滑に進める手法の一つ。Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善・見直し）の4つの段階を繰り返すことによって業務を継続的に改善する。

② 財政の効率的運営

- ア 事務事業については、必要性や費用対効果に基づく優先順位を定め、計画的に見直しながら効果が発揮できるよう実施していきます。
- イ 町税の適正課税と収納率の向上を図るとともに、企業の誘致や地域産業振興の施策を推進するなど、自主財源の確保に努めます。
- ウ ふるさと納税制度を活用した自主財源の確保に努め、返礼品の充実を図ります。
- エ 各種団体の負担金・補助金の適正化を図るとともに、職員の日常業務におけるコスト意識を徹底するなど、歳出の削減に努めます。
- オ 行政の公平性を確保するため、使用料・手数料などについて、受益者負担の適正化を検討します。
- カ 越生町公共施設等総合管理計画～基本方針～に基づき、長期的に公共施設等の管理を進めます。そして永続的な公共サービスを提供するために、公共施設等の現状分析と評価をおこない、更新、改修、集約、転用、廃止などさまざまな視点から施設の活用について検討します。
- キ 役場内部事務でのペーパーレス化を進め、行政コストの削減に努めます。

第3部 後期基本計画

普通会計の歳入の推移

(単位:千円)

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
自主財源	1,941,791	31.4	1,829,803	34.7	2,123,143	40.7	2,172,658	41.2	1,994,048	37.6
地方税	1,333,407	21.5	1,316,015	24.9	1,329,336	25.5	1,341,595	25.5	1,305,980	24.6
分担金及び負担金	29,490	0.5	20,618	0.5	24,493	0.5	27,781	0.5	24,850	0.5
使用料	59,740	1.0	52,196	1.0	60,947	1.2	78,368	1.5	84,548	1.6
手数料	4,951	0.1	4,937	0.1	4,878	0.1	4,460	0.1	4,736	0.1
財産収入	5,875	0.1	10,278	0.2	16,299	0.3	40,667	0.8	7,024	0.1
寄附金	9,165	0.1	9,638	0.2	25,181	0.5	15,935	0.3	9,086	0.2
繰入金	129,140	2.1	23,568	0.4	30,329	0.6	48,445	0.9	37,087	0.7
繰越金	314,920	5.1	318,618	6.0	524,353	10.0	533,668	10.1	466,740	8.8
諸収入	55,103	0.9	73,935	1.4	107,327	2.1	81,739	1.5	53,997	1.0
依存財源	4,271,075	68.6	3,448,604	65.3	3,097,166	59.3	3,093,753	58.8	3,311,683	62.4
地方譲与税	49,959	0.8	50,956	1.0	51,518	1.0	52,952	0.9	55,679	1.1
利子割交付金	1,059	0.0	865	0.0	532	0.0	474	0.0	627	0.0
配当割交付金	5,585	0.1	8,484	0.2	7,676	0.1	8,614	0.2	11,884	0.2
株式等譲渡所得割交付金	6,658	0.1	10,064	0.2	5,974	0.1	9,984	0.2	17,017	0.3
法人事業税交付金	2,272	0.0	7,780	0.1	12,118	0.2	15,484	0.3	17,451	0.3
地方消費税交付金	225,940	3.6	243,752	4.6	245,425	4.7	243,006	4.6	255,031	4.8
ゴルフ場利用税交付金	31,244	0.5	50,774	1.0	45,119	0.9	45,740	0.9	51,194	1.0
自動車取得税交付金	-	-	2	0.0	-	-	478	0.0	-	-
環境性能割交付金	6,232	0.1	6,028	0.1	7,714	0.1	8,448	0.2	10,058	0.2
地方特例交付金	10,664	0.2	28,434	0.5	8,154	0.2	7,382	0.1	53,826	1.0
地方交付税	1,323,868	21.3	1,601,431	30.3	1,673,918	32.1	1,702,935	32.3	1,775,767	33.5
交通安全対策特別交付金	1,176	0.0	949	0.0	793	0.0	785	0.0	704	0.0
国庫支出金	1,860,365	29.9	946,542	17.9	710,364	13.6	662,760	12.7	630,753	11.9
県支出金	274,713	4.4	273,388	5.2	272,117	5.2	304,990	5.8	283,700	5.3
地方債	471,340	7.6	219,155	4.2	55,744	1.1	29,721	0.6	147,992	2.8
歳入合計	6,212,866	100.0	5,278,407	100.0	5,220,309	100.0	5,266,411	100.0	5,305,731	100.0

資料:企画財政課

第3部 後期基本計画

普通会計の歳出の推移

(単位:千円)

		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
目的別歳出	議会費	63,532	1.1	67,217	1.4	70,285	1.5	68,185	1.4	70,855	1.4
	総務費	2,063,192	35.0	674,369	14.2	823,732	17.6	785,822	16.4	900,456	18.2
	民生費	1,389,930	23.6	1,654,808	34.8	1,539,312	32.9	1,615,291	33.7	1,726,993	34.9
	衛生費	338,453	5.7	517,794	10.9	479,307	10.2	390,852	8.2	433,845	8.8
	労働費	10,068	0.2	10,020	0.2	10,030	0.2	1,034	0.0	51	0.0
	農林水産業費	151,346	2.6	120,610	2.5	169,104	3.6	149,116	3.1	126,042	2.5
	商工費	77,694	1.3	80,105	1.7	86,231	1.8	130,882	2.7	93,576	1.9
	土木費	609,272	10.3	566,028	11.9	462,875	9.9	603,407	12.6	360,819	7.3
	消防費	256,943	4.4	280,124	5.9	275,155	5.9	294,397	6.1	299,775	6.1
	教育費	591,720	10.0	480,650	10.1	413,960	8.8	383,227	8.0	582,887	11.8
	災害復旧費	54,617	0.9	2,991	0.1	0	0.0	2,086	0.0	0	0.0
	公債費	287,481	4.9	299,340	6.3	356,650	7.6	375,373	7.8	351,383	7.1
	諸支出金	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	前年度繰上充用金	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	歳出合計	5,894,248	100.0	4,754,056	100.0	4,686,641	100.0	4,799,672	100.0	4,946,682	100.0

(単位:千円)

		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
性質別歳出	義務的経費	1,656,439	30.9	2,092,607	44.0	1,993,285	42.6	1,977,765	41.2	2,040,920	41.3
	人件費	898,402	15.3	913,834	19.2	931,281	19.9	944,613	19.7	989,133	20.0
	扶助費	632,142	10.7	879,433	18.5	705,354	15.1	657,779	13.7	700,404	14.2
	公債費	287,481	4.9	299,340	6.3	356,650	7.6	375,373	7.8	351,383	7.1
	投資的経費	518,646	11.9	314,415	6.6	162,424	3.5	202,605	4.2	268,341	5.4
	普通建設事業費	647,400	11.0	311,424	6.6	162,424	3.5	200,519	4.2	268,341	5.4
	災害復旧事業費	54,617	0.9	2,991	0.0	0	0.0	2,086	0.0	0	0.0
	失業対策事業費	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	その他	2,087,473	57.2	2,347,034	49.4	2,530,932	53.9	2,619,302	54.6	2,637,421	53.3
	物件費	677,203	11.5	615,174	13.0	671,320	14.3	647,669	13.5	599,330	12.1
	維持補修費	27,997	0.5	47,434	1.0	38,626	0.8	26,311	0.5	37,874	0.7
	補助費等	1,949,951	33.0	887,934	18.7	993,836	21.2	996,302	20.8	1,168,296	23.6
	積立金	197,780	3.4	285,644	6.0	261,896	5.6	417,015	8.7	259,768	5.3
	投資及び出資金・貸付金	40,000	0.7	10,000	0.2	38,532	0.8	5,000	0.1	2,561	0.1
	繰出金	481,275	8.2	500,848	10.5	526,722	11.2	527,005	11.0	569,592	11.5
	前年度繰上充用金	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	歳出合計	5,894,248	100.0	4,754,056	100.0	4,686,641	100.0	4,799,672	100.0	4,946,682	100.0

第2節 人口減少対策と地方創生の推進

本町では、平成27（2015）年10月に町の人口の現状と課題、将来展望を示した「越生町人口ビジョン」とその将来展望を実現させるための施策を示した「越生町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、人口減少に対する取り組みを積極的におこなってきました。
令和8（2026）年には人口ビジョンについて必要な改定をおこなうとともに「第三期総合戦略」を策定し、取り組みの強化を進めているところです。

人口減少に歯止めをかけ、地方創生を実現するためには、第1章で掲げた施策のうち人口減少対策、地方創生に関連する施策を総合的に実施していかなければなりません。そのため、越生町まち・ひと・しごと創生総合戦略において人口減少対策および地方創生に関する施策・事業を整理し、人口減少にともなう影響について町全体で問題意識を共有しながら、将来展望の実現に向けた効果的な施策を推進します。

〈 対応 〉

総合戦略では次の5つの基本目標を定め、定住促進、若者の支援、産業の振興等に集中的に取り組めます。

基本目標1 若者の結婚・出産・子育てを支援します。

- ①若者の出会い・結婚のサポート
- ②若者の出産・子育てのサポート
- ③健やかな子どもを育てる越生の教育

基本目標2 里山の魅力を活かした定住促進を進めます。

- ①空き家の利活用の推進
- ②移住・定住の促進

基本目標3 観光資源を活用したまちのPRを進めます。

- ①観光資源の魅力向上
- ②観光の受入体制の整備

基本目標4 越生町の産業を育てます。

- ①特産品の販路拡大と6次産業化
- ②遊休農地の利活用
- ③企業誘致・企業支援の推進
- ④林業の活性化

基本目標5 安心できる生活環境を整備します。

- ①公共交通対策の推進
- ②安心して暮らせる快適空間の形成

第3節 広域行政・広域連携の推進

社会環境の変化などにもとない、町民の生活様式は多様化し、日常における生活圏は、拡大しているため、広域的な対応と質の高い行政サービスが求められるようになっていきます。

行政事務のなかには、一つの自治体が単独で取り組むよりも複数の自治体と広域的に運営の方が合理的で効率的な行政運営を図ることができるものもあります。本町では、消防・救急、ごみ処理、し尿処理、下水処理、火葬などの事業は、近隣の自治体と共同で実施してきました。また、川越都市圏の6市町で埼玉県川越都市圏まちづくり協議会を組織し、圏内市町の公共施設の相互利用や交流事業の開催など広域的なまちづくりを展開しています。さらに住民票や税の証明書の発行などをおこなう基幹システムを県内の21町村で共同調達し、システム調達・運用費用の削減および広域連携強化を通じた住民サービスの向上を図りました。

今後も共同による広域行政・広域連携を推進し、維持管理費と人件費の削減に取り組み、効率的・効果的な行政運営を進める必要があります。また、本格的な地方分権の進展や広域行政需要の増大・多様化に対応していくため、関係市町と連絡を密にしながら、新たな広域行政・広域連携の課題について検討する必要があります。

〈 対応 〉

① スケールメリットを活かした共同事業の推進

- ア ごみ処理業務については、経費の削減や効率的な処理を図るため、広域的な共同事業としてのメリットを活かし、引き続き一部事務組合方式により実施します。
- イ し尿処理施設は、施設の老朽化が進んでいるため、構成市町や組合で協議をおこない、今後の対応方針を含めた協議に取り組みます。
- ウ 消防や緊急業務については、広域的なメリットを活かし、機械力、機動力の強化を図り、迅速かつ適切な対応に努めます。
- エ 下水道事業は、適宜、計画区域を見直すとともに、処理施設や管路等の適切な維持管理に努め、公営企業としての健全な運営に努めます。
- オ 火葬業務は、広域静苑組合に坂戸市が加入し、新施設の適切な維持管理に努めます。
- カ 基幹システムは、今後も共同で調達・運用をおこない、システム費用の削減および広域連強化を通じた住民サービスの向上を図ります。

② 広域的なまちづくりの推進

- ア 川越都市圏まちづくり協議会の構成市町の特色を活かし、生活圏の拡大や多様化する町民ニーズに対応したまちづくりを推進します。
- イ 川越都市圏まちづくり協議会の構成市町の施設である図書館やグラウンドなどの相互利用を継続するとともに、新たな公共施設の相互利用などを検討します。
- ウ 川越都市圏まちづくり協議会の構成市町の観光地や観光施設を紹介するパンフレ

第3部 後期基本計画

ット等を作成し、広域的に外国人を含めた観光客を誘致します。

- エ 黒山自然公園観光連盟（越生町・毛呂山町・ときがわ町）との連携を図り、広域的な観光行政を推進します。

一部事務組合等

令和2年4月1日現在

名 称	構 成 市 町 村	事 業 内 容
西入間広域消防組合	越生町・毛呂山町・鳩山町	消防、救急、火薬類取り締り
埼玉西部環境保全組合	越生町・鶴ヶ島市・毛呂山町・鳩山町	可燃ごみ収集、資源ごみ収集、運搬、処理・分別処理
坂戸地区衛生組合	越生町・坂戸市・鶴ヶ島市・毛呂山町・鳩山町	し尿収集、運搬、処理 浄化槽汚泥処理
毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合	越生町・毛呂山町・鳩山町	公共下水道の設置・改築・修繕・その他の管理
広域静苑組合	越生町・鶴ヶ島市・毛呂山町・鳩山町・坂戸市	火葬・霊柩
彩の国さいたま 人づくり広域連合	埼玉県および県内の全市町村	人材開発、人材確保、人材交流
埼玉県川越都市圏まちづくり協議会 （レインボー協議会）	越生町・川越市・坂戸市・鶴ヶ島市・川島町・毛呂山町・鳩山町	広域行政計画の策定・推進、広域行政の実務についての連絡調整、公共施設の相互利用、広報紙の相互掲載、文化講演会・広域行政課題研修の実施
埼玉県町村情報システム 共同化推進協議会	越生町・伊奈町・毛呂山町・滑川町・嵐山町・小川町・川島町・吉見町・鳩山町・ときがわ町・横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町・東秩父村・美里町・神川町・上里町・寄居町・宮代町・杉戸町	基幹系システム等の共同調達・運用、クラウド技術・環境の導入による災害対策

第4節 SDGs（持続可能な開発目標）

（1）概要

SDGs（持続可能な開発目標）は、平成27（2015）年9月に国連サミットで採択された、持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットから構成された、令和12（2030）年までの国際開発目標です。

越生町は、SDGsの理念を尊重し、計画を推進することで持続可能な社会の実現を目指していきます。

（2）17の目標

1 貧困をなくそう 	1 貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。
2 飢餓をゼロに 	2 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障および栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
3 すべての人に健康と福祉を 	3 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人びとの健康的な生活を確保し、福祉を促進する
4 質の高い教育をみんなに 	4 質の高い教育をみんなに すべての人びとへの、包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
5 ジェンダー平等を実現しよう 	5 ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女児の能力強化をおこなう
6 安全な水とトイレを世界中に 	6 安全な水とトイレを世界中に すべての人びとの水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 	7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに すべての人びとの、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
8 働きがいも 経済成長も 	8 働きがいも 経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長およびすべての人びとの完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
9 産業と技術革新の基盤をつくろう 	9 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進およびイノベーションの推進を図る

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

10 人や国の不平等をなくそう 	10 人や国の不平等をなくそう 各国内および各国間の不平等を是正する
11 住み続けられるまちづくりを 	11 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市および人間居住を実現する
12 つくる責任 つかう責任 	12 つくる責任 つかう責任 持続可能な生産消費形態を確保する
13 気候変動に具体的な対策を 	13 気候変動に具体的な対策を 気候変動およびその影響を軽減するための緊急対策を講じる
14 海の豊かさを守ろう 	14 海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能なかたちで利用する
15 陸の豊かさをも守ろう 	15 陸の豊かさをも守ろう 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復および生物多様性の損失を阻止する
16 平和と公正をすべての人に 	16 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人びとに司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
17 パートナリーシップで目標を達成しよう 	17 パートナリーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

(3) 基本施策とSDGsの17の目標の関係

基本目標	基本施策	1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を實現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に
1 新たなつながりが生まれるまち	(1) 魅力ある観光の振興			○			
	(2) コミュニティ活動の推進						
	(3) 移住・定住の促進						
	(4) シティプロモーションの推進						
	(5) 地域・国際交流の推進						
2 健康で心豊かに安心して暮らせるまち	(1) 健康づくりの推進		○	○			
	(2) 地域医療体制の充実			○			
	(3) 高齢者福祉の充実	○					
	(4) 子育て支援の充実	○	○	○	○	○	
	(5) 障がい者福祉の充実	○		○	○		
	(6) 国民健康保険・国民年金の充実			○			
	(7) 消費者対策の推進						
	(8) 町営樹木葬墓苑の推進			○			
3 安全・安心で快適なまち	(1) 土地利用計画の推進						
	(2) 住環境の整備						
	(3) 道路・水路の整備						
	(4) 交通体系の整備			○			
	(5) 交通安全対策の推進			○	○		
	(6) 上下水道の整備						○
	(7) 自然環境の保全対策の推進			○			○
	(8) ごみ処理対策の推進						
	(9) し尿・雑排水処理対策の推進						○
	(10) 消防・防災・防犯対策の推進	○		○	○		
4 魅力ある資源を活かすまち	(1) 農業の振興		○				
	(2) 林業の振興						
	(3) 工業の振興						
	(4) 商業の振興						
5 人を活かし人が活きるまち	(1) 学校教育の充実	○	○		○		
	(2) 生涯学習の推進				○		
	(3) 郷土文化の振興と伝承				○		
	(4) ボランティアの育成・確保				○		
	(5) 人権教育の推進	○		○	○	○	
	(6) 男女協働参画社会の確立	○		○	○	○	
6 とともに創るまち	(1) 町民と行政との協働の推進						
	(2) 情報公開と広報・広聴活動の推進			○			

第3部 後期基本計画

7 エネルギー・気候変動に 対応してクリーンに	8 働きがいも 経済成長も	9 産業と地域革新の 振興をつくろう	10 人や国の平等を 実現しよう	11 住み続けられる まちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動に 適応しよう	14 海の豊かさ を守ろう	15 陸の豊かさ を守ろう	16 平和と公正を すべての人に	17 パートナリシップで 目標を達成しよう
	○	○								○
				○			○	○	○	○
				○						○
			○	○					○	○
										○
			○							○
			○	○					○	○
	○		○	○					○	○
			○							
				○					○	
			○	○						
		○		○			○	○		
				○						
			○	○						
		○		○						
				○						○
○				○	○	○	○	○		○
				○	○		○			
				○			○			
				○		○			○	○
	○							○		○
	○							○		○
	○	○								○
	○	○								○
○										○
										○
										○
										○
			○	○					○	○
			○	○					○	○
									○	○
										○

